

こどもデータ連携ガイドライン

潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、
プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組

令和 7 年 3 月

こども家庭庁

「こどもデータ連携ガイドライン」は、令和 6 年 3 月に公開した「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を基に、こどもデータ連携の取組に関する検討会において、パブリック・コメント、地方公共団体・有識者・こども若者からの意見や、こどもデータ連携実証事業の成果を踏まえて、4 回の議論を重ねた上で作成したものである。

今後、法制度や各省庁の動向のほか、地方公共団体・有識者・こども若者等の意見を踏まえて、改訂を行っていくことを予定している。

目次

改訂履歴	3
1 はじめに	4
1.1 こどもデータ連携の取組の狙い	4
1.2 本ガイドライン作成の背景と位置づけ	4
1.2.1 背景	4
【コラム：こども・若者からのこどもデータ連携に対する意見】	5
1.2.2 位置づけ	5
1.3 用語の定義	6
2 こどもデータ連携の概要	8
2.1 こどもデータ連携の目的	8
2.2 こどもデータ連携の取組概要	9
2.3 データを取り扱う主体の整理・役割分担	12
2.3.1 総括管理主体	12
2.3.2 保有・管理主体	14
2.3.3 活用主体	14
2.3.4 分析主体	14
3 利用するデータ項目	15
3.1 基本連携データ項目とは	16
3.1.1 基本連携データ項目の利用	19
3.1.2 基本連携データ項目以外のデータ項目の利用	20
4 個人情報の取扱いに係る検討	22
4.1 個人情報の取扱いに係る対応事項	22
4.2 利用目的、保有個人情報の内部利用・外部提供等の整理	22
4.2.1 所掌事務等を遂行するための必要性及び利用目的の特定	22
4.2.2 特定した利用目的のための内部利用及び外部提供	23
4.2.3 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（法令に基づく場合）	23
4.2.4 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当の理由がある場合）	23
4.2.5 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（特別の理由がある場合）	25
4.2.6 その他の利用目的の整理について	25
【コラム：実証事業における個人情報の整理方法】	26
4.3 個人情報ファイル簿の作成	27
4.4 個人情報の取扱いの委託等	28
4.5 安全管理措置	28
4.5.1 組織的安全管理措置	29
4.5.2 人的安全管理措置	29
4.5.3 物理的安全管理措置	29
4.5.4 技術的安全管理措置	30
4.6 開示、訂正、利用停止請求への対応	30
4.7 プライバシー	30
4.7.1 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項	32
4.7.2 プライバシーガバナンス	33
4.8 自己点検・監査	34

5	こどもデータ連携の仕組みの構築	35
5.1	要件定義の進め方	35
5.2	業務要件の定義	35
5.3	機能要件・非機能要件定義	36
5.4	仕組み化を検討する上で留意すべき事項	41
6	データ準備等	43
6.1	こどもデータ連携の取組において必要なデータ加工	43
6.2	名寄せ	44
7	支援への接続	46
7.1	支援の流れ	46
	【コラム：実証事業における支援への接続の事例】	49
7.2	支援の体制例	50
7.3	NPO 等民間団体との協働	52
8	事業効果の評価・分析	53
8.1	事業効果の評価・分析における留意点	53
8.2	成果指標の設定例	54
	【コラム：こどもデータ連携の取組を行った実証事業団体からの声】	56
	資料編	57

改訂履歴

改訂年月日	改訂箇所	改訂内容

1 はじめに

1.1 こどもデータ連携の取組の狙い

こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在している。一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくない。

こどもデータ連携の取組は、地方公共団体において、福祉部局、保健部局、教育委員会等のこどもや家庭への支援を担う多様な関係機関が分散して保有している、こどもや家庭に関する福祉・保健・教育等のデータを、データ管理体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとする。

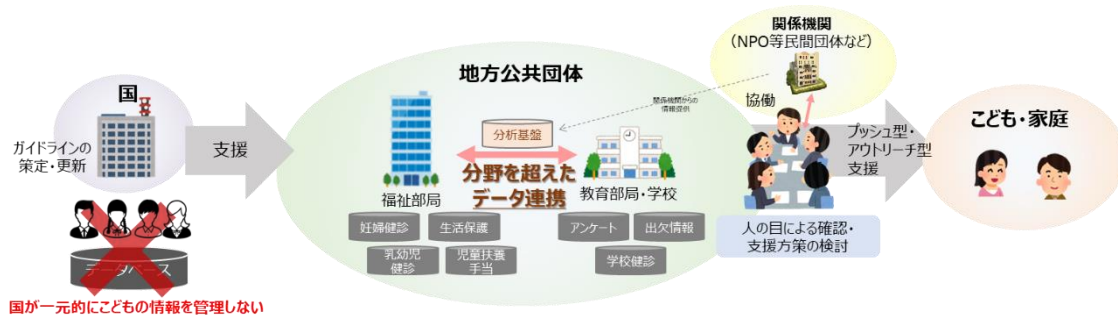


図 1-1 こどもデータ連携の取組のイメージ図

1.2 本ガイドライン作成の背景と位置づけ

1.2.1 背景

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としている。

その柱の一つとして「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことが定められており、そのために「こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける」こととしている。

これに関連して、同じくこども大綱においては、こども施策の共通の基盤となる取組の一つとして「先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する福祉・保健・教育などの情報・データを分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する」ことを挙げている。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定、令和6年6月21日改定）においては、「データ連携等により、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、支援につなげる際の課題等を検証する実証事業において、データ連携項目、個人情報の適正な取扱い、システムの在り方、支援への接続方法などを整理し、2024年度末までに地方公共団体がこどもデータ連携に取

り組むためのガイドラインを策定する」とされている。

【コラム：こども・若者からのこどもデータ連携に対する意見】

こども家庭庁では、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもの意見を表明する機会を確保し、こどもの意見を尊重するため、こども政策を推進するに当たり、こどもや若者の意見を聴取し施策に反映することとしています。地方公共団体がこどもデータ連携の取組を行う場合にも、各地方公共団体のこども・若者の意見を聴取することが望ましいです。

こどもデータ連携の取組についてもこども・若者から意見を得られましたのでご紹介します。【こども若者★いけんぷらす】¹

○本取組についての意見

- ・ 支援が必要な人でも、自分からはなかなか声をあげられない人、どこに相談していいかわからない人にとっては、支援提供側からアプローチしてくれると支援につながりやすく、気持ち的にも負担にならない。
- ・ 自分の知らないところでどのようにデータを使用されているのかは不安である。

○支援についての意見

- ・ 話を聞いてくれる人と、実際に支援をしてくれる人は別がよい。例えば、学校の先生の場合は忙しくさせてしまうと気を使ってしまう。
- ・ 嬉しかったのは、相談する時に自分が話せるタイミングになるまで待ってくれること。
- ・ 家がしんどいことを学校の友達が知らないからこそ生きていけるという側面がある。学校での自分を守りたいからあえて伝えていなかった。
- ・ 自分がいじめを経験したときは、学校外の人だったからこそ相談ができた。

1.2.2 位置づけ

本ガイドラインは、地方公共団体の職員がこどもデータ連携の取組を進めるための第一歩として参照するものとして留意事項を取りまとめたものである。実証事業等を通じて得られた検証結果やこどもデータ連携ガイドライン検討会を通じて得られた知見等を踏まえ、こどもデータ連携の取組を広げていくことを狙い、はじめに活用を検討すべきデータ項目（基本連携データ項目）を明示する等、汎用的な仕組みの構築を試みた。

以下、本ガイドラインを活用するにあたり、前提として留意すべき点を明示する。

- ① 地方公共団体の担当部局の利用に資するものとするため、関係する政策を所管する文部科学省及びデジタル庁と調整を行い作成した。
- ② 個人情報の適正な取扱いを確保するため、本ガイドラインにおける個人情報保護法等の記載については、個人情報保護委員会事務局から助言を受けて作成した。
- ③ 個人情報の適正な取扱いの確保及びプライバシーの保護については、本ガイドラインのほか、次の資料をはじめとする必要な資料も参照されたい。
 - 個人情報の保護に関する法律
 - 個人情報保護に関する基本方針
 - 個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則
 - 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（行政機関等編）
 - 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

¹ https://sdbn.cdn.msgs.jp/4aaq/sdbn/kodomodata/kodomodata_hokoku.pdf

- プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告
 - 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- ④ 本ガイドラインの記載内容をもって、既に地方公共団体の創意工夫のもとで実施されている同様の施策の実施を妨げるものではない。

1.3 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義については、以下のとおりとする。

表 1-1 用語の定義

No.	用語	定義
1	こどもデータ連携	地方公共団体が、福祉部局、保健部局、教育委員会等の多様な関係機関が分散して保有している、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する福祉・保健・教育等のデータを、データ管理体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、迅速なプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組。
2	基本連携データ項目	データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。選定に当たっては、「潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる」というこどもデータ連携の目的との関連性が強く認められる点、多くの地方公共団体が共通データフォーマットで保有している点を考慮している。
3	(個人情報の) 内部利用	行政機関等が当該行政機関等の内部で保有個人情報を利用すること。 ※なお、教育委員会と首長部局の間での保有個人情報の提供は外部提供となることに留意されたい。
4	(個人情報の) 外部提供	行政機関等が当該行政機関等の外部へ保有個人情報を提供すること。
5	判定ロジック	こどもデータ連携の取組において、こどもや家庭に関するデータを用いて支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を抽出する仕組み。 ※なお、判定ロジックにより抽出した結果のみで支援が必要であると断定することや、その他何かを特定するものではない。データを用いてこどもや家庭を把握する際は、必ず人の目による支援等の必要性の確認が必要である。

No.	用語	定義
6	プッシュ型・アウトリーチ型支援	支援を必要とする子どもや家庭が SOS を発したり、相談窓口等に来訪したりするのを待つのではなく、子どもや家庭のもとに出向く等、能動的に支援を届けること。
7	本人	データによって識別される個人であり、本取組においては、保有・活用する子どもや家庭に関する個人情報の当該個人自身を示す。
8	名寄せ	データベースに保存しているデータを同一人物毎に重複を排除した形で一つに統合すること。

【2章のポイント】

- こどもデータ連携の取組においてデータを分野横断的に連携させることは「手段」であり、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることが「目的」となる。そのため、こどもの最善の利益を守ることが重要であることを留意する。
- こどもデータ連携の取組を実施するに当たって必要な業務の流れ（取組方針の検討→潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握→把握したこどもや家庭への支援）を確認する。
- こどもデータ連携の取組に関係する主体を整理し、役割分担を確認する。

2 こどもデータ連携の概要

2.1 こどもデータ連携の目的

本ガイドラインで想定するこどもデータ連携の取組の目的は、現在支援につながっておらず、支援ニーズが潜在化しているこどもや家庭も含め、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、迅速なプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることである。

目的を達成するための一つ的手段として、地方公共団体が、福祉部局、保健部局、教育委員会等の多様な関係機関が分散して保有している、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する福祉・保健・教育等のデータを、分野を越えて連携させるこどもデータ連携の取組を検討されたい。

その際、地方公共団体は、各地方公共団体におけるこどもの支援に関する政策目的を必ず確認し、こどもデータ連携の取組は政策目的を達成するための取組の一つであることを認識し、上記目的を踏まえ取組方針の整理を行うことが重要である。

本取組は、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることが「目的」であること、こどもの最善の利益を守ることが重要であり、業務改善や効率化を狙いとするものではないことに留意が必要である。また、こどもデータ連携の取組は、データにより何かを特定するものではなく（例えば、データにより不適切な養育であると断定する等）、データを活用してこどもや家庭の様々な困難を適切に把握し、支援へ接続を行うことが重要である。

2.2 こどもデータ連携の取組概要

こどもデータ連携の取組概要を「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に示す。なお、業務の流れは概ね「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」とおりであるが、個人情報の取扱いに係る検討等、継続して実施し続ける必要のある業務や並行して検討を行う業務については、地方公共団体の状況に応じて取り組みやすい順序や方法で実施されたい。

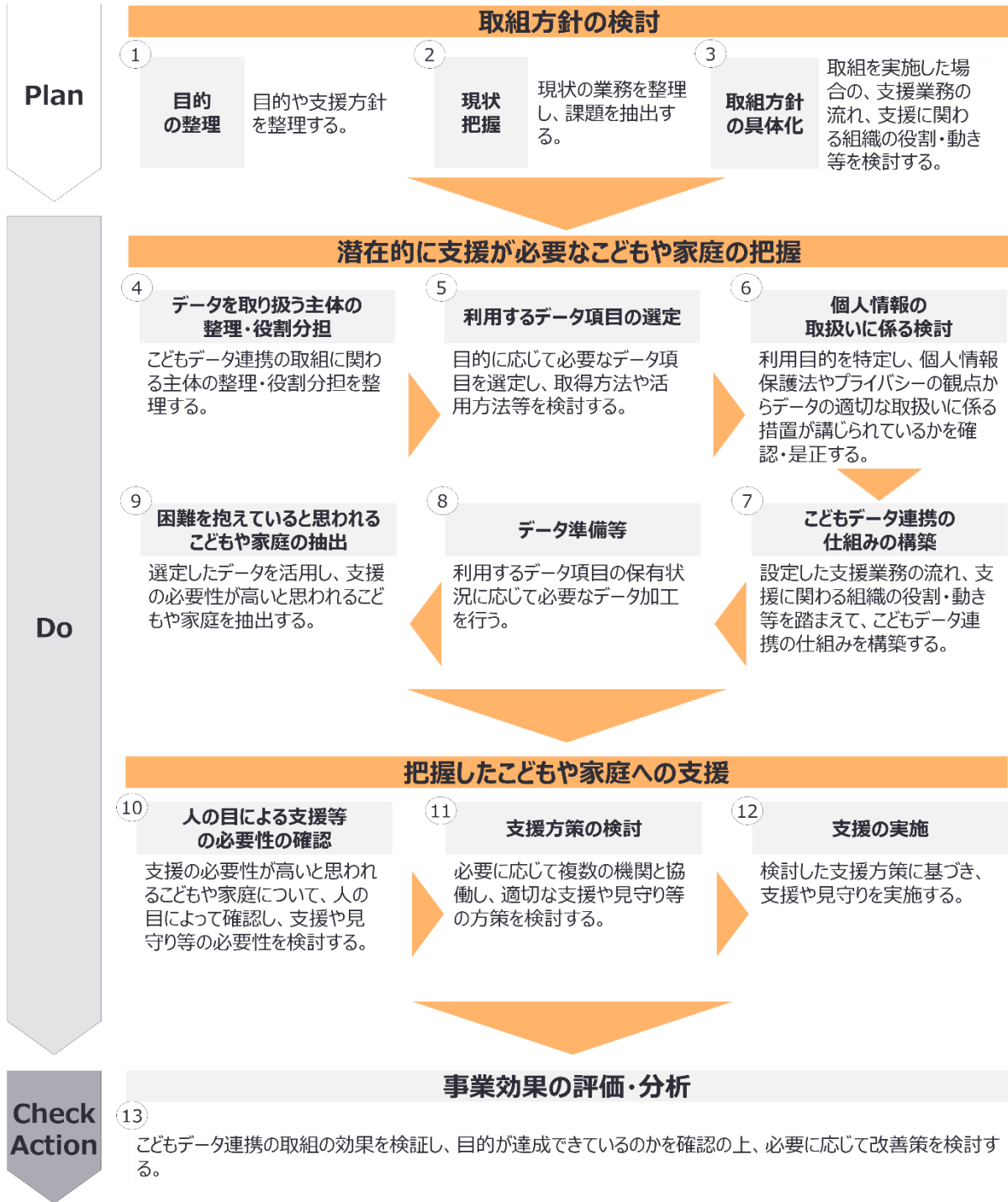


図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要

以下に、業務実施手順の概要について記載する。

表 2-1 こどもデータ連携の取組の業務実施手順

No.	実施事項		概要	章
1	取組方針の検討	目的の整理	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の政策目的を確認し、「2.1 こどもデータ連携の目的」を踏まえ、取組方針を検討する。その際に地方公共団体の実情に応じて、特に重点的に取り組みたい内容があれば併せて整理する。 	-
2		現状の把握	<ul style="list-style-type: none"> こどもに対する支援業務における業務プロセス、関係者の役割や体制、情報利用の流れ、保有状況（データ化有無等含む）、システムの構成等を整理し、現行業務における課題を抽出する。この際、現状の取組（人の目による取組）において、支援の取りこぼしがないか確認することも重要である。 	
3		取組方針の具体化	<ul style="list-style-type: none"> こどもに対する支援業務の状況や課題を踏まえ、こどもデータ連携の取組を実施した場合のこども支援業務全体の流れ、支援に関わる組織毎の役割・動き、支援を実施する際の方法等を具体的に検討する。 ※本取組において、システムを構築することは、データを連携する手段の一つであり、必ずしもシステム開発が必要であるということではない。 	
4	潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握	データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 事業を取り仕切る総括管理主体を中心に、データを保有する保有・管理主体や、支援につなげる活用主体等とのデータ管理体制を構築し、役割分担を整理する。 	2.3
5		利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> 「3 利用するデータ項目」に記載の「基本連携データ項目」の利用を検討する。 「基本連携データ項目」以外のデータ項目の利用を検討する場合は「3 利用するデータ項目」を参照の上、こどもデータ連携の目的に応じたデータ項目を選定する。 	3
6	個人情報の取扱いに係る検討	利用目的等の整理	<ul style="list-style-type: none"> こどもデータ連携の取組において、地方公共団体が新たに保有する個人情報の利用目的を整理する。 既に取得している個人情報を当該個人情報の利用目的と異なる目的で内部利用及び外部提供を行う場合における目的外利用について検討する。 	4.2
		個人情報ファイル簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報ファイル簿を作成し、適切なタイミングで公表する。 	4.3
		個人情報の取扱いの委託	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認を行う。 	4.4
		安全管理措置の検討	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置（組織的安全管理措 	4.5

2 こどもデータ連携の概要

No.	実施事項		概要	章
			置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置)を講ずる。	
		開示、訂正、利用停止請求への対応	・ 支援対象者やその家庭等の法定代理人から開示、訂正、利用停止請求を受けた場合には、個人情報保護法を参照して、適切に対応を行う。	4.6
		プライバシーに対する配慮	・ 取組を行う上でプライバシーに対する配慮が必要な点を確認し、必要な措置を講ずる。	4.7
		自己点検・監査の実施	・ 監査責任者を置き、個人情報の取扱い等の実施状況を定期的に監査する。	4.8
7	こどもデータ連携の仕組みの構築	業務要件の定義	・ 政策目的を達成するために、データをどのように利用し、業務を遂行することでどのように支援につなげるのかという業務要件を整理する。	5.2
		機能要件・非機能要件の定義	・ 業務要件の定義で定めた内容をもとに、本仕組みにて求められる機能要件・非機能要件を定める。	5.3
8		データ準備等	・ 地方公共団体における利用データ項目の保有状況に応じて必要なデータの加工を行う。	6
9		困難を抱えていると思われるこどもや家庭の抽出	・ 選定したデータを活用し、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を抽出する。	3
10	把握したこどもや家庭への支援	人の目による支援等の必要性の確認	・ 支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭について、人の目によって支援等の必要性を確認し、支援や見守り等の必要性を検討する。	7
11		支援方策の検討	・ 必要に応じて複数の機関と協働し、適切な支援や見守り等の方策を検討する。	
12		支援の実施	・ 検討した支援方策に基づき、支援や見守りを実施する。	
13	事業効果の評価・分析		・ 成果指標を設定し、設定した成果指標を検証するためのデータ収集を行う。また、収集したデータを基に有効性を検証した上で、改善策を検討・実施する。	8

2.3 データを取り扱う主体の整理・役割分担

本章では、こどもデータ連携の取組を推進するに当たって必要となるデータ管理体制について、各主体の役割と責任関係を記載する。本取組は、こどもや家庭の情報を保有・管理する地方公共団体が取り組むものであり、国がこどもや家庭のデータを収集・保有するものではない。地方公共団体の各主体はそれぞれの役割や責任を明確にした上で、適切に対応を実施していく必要がある。

こどもデータ連携の取組においては、多様な関係機関が分散して保有するデータを取り扱うため、複数の主体を横断したデータ管理体制を構築する必要がある。各主体がそれぞれの役割を適切に遂行できるような体制を構築し、それを機能させることが重要となる。以下にデータの流れとデータを取り扱う主体を整理した図を示す。

なお、地方公共団体毎の組織形態やその他の実情に応じて、同一の部局が複数の主体の役割を果たすこと等も考えられる。また、本取組では複数の関係機関が効果的に協働していくことが重要となるため、各部局はそれぞれの役割を踏まえた上で、他の部局へ主体的に連携を行うことが望ましい。

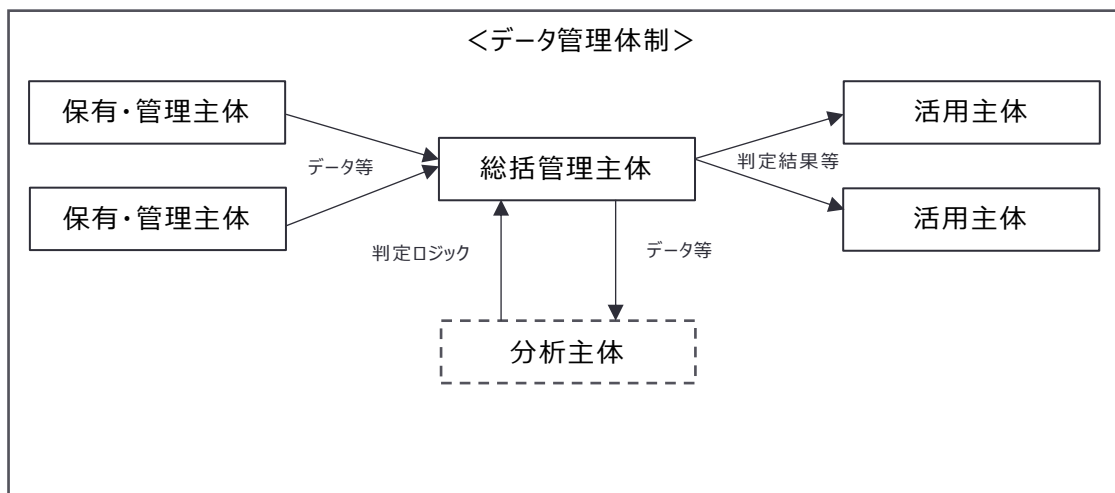


図 2-2 データの流れとデータを取り扱う主体

2.3.1 総括管理主体

総括管理主体は、こどもデータ連携の取組を総括的に管理し、データ管理体制の中核を担う。特に、保有・管理主体から提供されたデータを活用し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、支援を行う活用主体へ情報を提供する役割が想定される。

また、個人情報等の適正な取扱いについて厳格に管理等、取組全体の総括的な責任者としての役割が求められる。例えば、「4.5.1 組織的安全管理措置」に述べられているとおり、総括管理主体は、担当者のデータの閲覧範囲と権限を必要最小限に限り、当該職員以外のアクセスを禁止する等、個人情報の取扱いに関する安全管理措置を講じる全体的な責任を有する。

個々のこどもや家庭の状況により、支援において主要な役割を担う部局（福祉部局、保健部局、教育委員会等）が異なることも想定されるが、総括管理主体を担う部局がケース毎に異なることは適切ではなく、特定の部局が総括管理主体として総括的な責任を負うことが求められる。具体的には、こども政策主管課等が総括管理主体となり、関係機関と協働して取組を実施することが想定される。実証事業においては、児童虐待等福祉関連の困難を対象としている場合、子育て支援課等の福祉部局が担っている事例が多く、いじめや不登校等の学校におけるこどもの困難を対象としている場合、教育委員会等が担っている事例が多い。各データに対する一義的な責任はそれぞれのデータの保有・管理主体等にあるが、こどもデータ連携の取組に関しては全体として総括管理主体が責任を負うこととなる。

以下に、具体的な役割（責任）と留意点の例を示す。

表 2-2 総括管理主体の役割(責任)と留意点の例

役割(責任)	留意点
データ項目の選定	利用するデータ項目は、こどもデータ連携の取組の対象となるこどもや家庭が抱える様々な困難と関連性を有するもののみとし、必要最小限のものとする。
	保有したデータを提供・利用する各主体やその内容等に応じて適切に分類した上で、必要最小限の範囲で提供を行うこと。
	必要なデータの提供を保有・管理主体に求めること。
困難を抱えていると思われるこどもや家庭の抽出	<p>保有・管理主体から提供されたデータを用いて、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を抽出し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握すること。</p> <p>（統計的な分析や機械学習等の手法を用いる場合、ガバナンスの観点から、総括管理主体が手法の検討や分析を分析主体へ指示し、得られた結果を評価すること。）</p>
支援に向けたデータ利用	こどもや家庭への支援に必要な範囲のデータを活用主体に提供することや、保有・管理主体に活用主体への提供を指示すること。
データ管理手法の検討	個人情報等の適正な取扱いの確保について検討し、保有・管理主体、分析主体、活用主体に指示すること。
	各地方公共団体の文書管理規程等を参照する等、データの破棄に関する運用方法を検討し、保有・管理主体、分析主体、活用主体へ指示すること。
管理	こどもデータ連携のために収集したデータについて、個人情報等の適正な取扱いの確保やプライバシーの保護に留意し、責任を持って適切に管理すること。
	適切なデータ管理の遵守状況について確認し、アクセス記録等も踏まえて監督し、必要に応じて改善を指示すること。
	データ流出等の事象が発生した場合等における、保有・管理主体や分析主体、活用主体からの報告体制を整備すること。また、当該事態が生じた場合において、各地方公共団体の情報セキュリティポリシー等に基づき適切に対応を行うこと。
	こどもデータ連携の取組の対象となるこどもや家庭及び住民等への適切な説明を実施し、納得が得られるよう努めること。

2.3.2 保有・管理主体

データの保有・管理主体は、こどもデータ連携の取組において必要となるデータについて、総括管理主体の指示を受け、必要なデータを特定し、抽出・提供する役割を担う。具体的には、こどもや家庭のデータを保有している各地方公共団体の福祉部局、保健部局、教育委員会・学校等が保有・管理主体に該当することが想定される。

データの抽出・提供に当たっては、データを取り扱う担当者や責任者を明確にするとともに、どの部局等に提供するのか、データを提供することの必要性は何か、どのような方法（手段）でデータを取得・提供するか等について総括管理主体とともに整理することが求められる。

2.3.3 活用主体

活用主体は、総括管理主体等から、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭に関する情報の提供を受け、人の目による支援等の必要性の確認、支援方策の検討、支援の実施、フォローアップの一連の支援業務を実施する役割を担う。具体的には、日々の業務においてこどもや家庭の支援に当たっている部局や関係機関等が活用主体に該当することが想定される。

情報の提供を受ける際には、総括管理主体から情報の提供を受けるか、総括管理主体の監督の下、データの保有・管理主体から直接提供を受けることが考えられる。こどもデータ連携の取組においては、データのみを利用し、困難等が「ある」と断定することは許容されず、必ず活用主体（場合によっては、総括管理主体とともに）において、人の目によって支援や見守り等の必要性の確認・検討を行うことが求められる。

2.3.4 分析主体

分析主体は、困難を抱えていると思われるこどもや家庭の抽出に統計的な分析や機械学習等の手法を用いる場合に、総括管理主体により情報の提供を受け、支援の必要性が高いと思われるこどもを抽出するための傾向を分析し、判定ロジックについて取りまとめる役割を担う。

【3章のポイント】

- 利用するデータ項目が子どもや家庭に関する機微なデータであることを踏まえた上で、データを取り扱う際の留意事項を確認する。
- 基本連携データ項目の内容を確認し、利用を検討する。

3 利用するデータ項目

本章では、子どもデータ連携の取組で利用するデータについて記載を行う。

子どもデータ連携の取組において、データを活用する場面は主に「潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握する」場面と「把握した子どもや家庭への支援を検討する」場面である。本章における「利用するデータ項目」の記載は、主に「潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握する」際の留意点を中心である。ただし、「把握した子どもや家庭への支援を検討する」場面においても、取り扱う情報やデータは子どもや家庭の機微な情報であるため、その利用に当たっては慎重な検討が必要である。プライバシー保護の観点からも、データの利用は必要最小限の範囲とすることや、子どもデータ連携の取組の対象となる子どもや家庭が抱える様々な困難との関連性が強く認められるデータに限りて利用する必要がある²。

データの適切な利用と保護の確保及びリスク軽減に当たっては、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告³」（OECD 8 原則）を参照すべきである。特に「データ内容の原則」において、個人データとその利用目的について述べられている。本取組において、利用するデータ項目は、子どもデータ連携の目的に沿ったものであるべきであり、また、取組を進める中で、子どもデータ連携の目的と利用するデータ項目との関連性が説明できない場合には、利用するデータを再度検討する必要がある。また、関連性の検討は、プライバシーを保護する観点からも重要である。データにおいて困難を断定することや、データによる差別を行うこと等は、個人の尊厳をはじめとした人格権の侵害やその可能性があることにも留意されたい。

子どもデータ連携の目的と利用するデータ項目との関連性を検討するに当たっては、子どもや家庭が抱える困難な状況そのものを表すデータ項目や、あるいは困難があることで生じていると考えられる事象を表すデータ項目等、様々な観点からデータ項目を検討し、困難との関連性が強く認められるものであることを確認する。また、困難との関連性を確認する際の情報源としては以下に大別される。

- ① 公的機関が発行した手引きや報告書等
- ② 先行事例や実証事業の結果
- ③ 学術論文
- ④ 専門家（有識者や現場職員等）からのヒアリング・知見等

上記の情報源や既存の支援方策の検討に利用しているアセスメントシート等も参照し、当該データ項目が示す事実が、子どもデータ連携の目的に関連しているか検討することが重要である。

以上の観点から本ガイドラインの作成に当たっては、子どもや家庭が抱える困難な状況そのものを表すデータ項目や、あるいは困難があることで生じていると考えられる事象を表すデータ項目等、様々な観点からデータ項目を検討し、学術論文や各種ガイドライン等の調査、有識者等へのヒアリング等を実施して、困難との関連性が強く認められるものであることを確認した上で、基本連携データ項目の整理を行った。整理に当たっては、多くの地方公共団体が利用しやすい項目であるかという点を考慮し、「地方公共団体情報システ

² マイナンバー等が付与されているデータ項目について、マイナンバーを活用する際は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の手続きを要することに留意されたい。

³ <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0188>

ムデータ要件・連携要件標準仕様書」⁴、や「教育データ標準」⁵「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」⁶に定義されているデータ項目を中心にしたほか、地方公共団体へのヒアリング等も実施し、大多数の地方公共団体において保有されており、利用が可能であると考えられるデータ項目を選定した。子どもデータ連携の取組を進めるに当たっては、困難との関連性が強く認められ、利用可能性が高いデータ項目として、まずは基本連携データ項目の利用を検討されたい。

なお、データを用いて不当な差別的取扱いを行うことは許されないため、データ自体及びその利用方法が適切であるかについては十分に注意されたい。実際の支援につなげる際には、抽象的な困難との関連性だけでなく、地方公共団体が支援を想定している具体的な困難に応じてデータ項目を選定し、人の目による支援等の必要性の確認を行うことが重要である。「潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげること」が本取組の目的であるため、データ項目はその「手段」であり、あるデータ項目に該当する事実をもって特定の困難を断定することがないように留意されたい。

3.1 基本連携データ項目とは

基本連携データ項目とは、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目である。その選定に当たっては、「潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる」という子どもデータ連携の目的との関連性が強く認められる点、多くの地方公共団体が共通データフォーマットで保有している点を考慮している。各項目について「基準/閾値」を設けることにより、その基準に該当（閾値を超過）する場合、当該の子どもや家庭は、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられる。

ただし、基本連携データ項目は、該当する子どもや家庭の個々の状況における困難の深刻度や、支援の優先順位を提示するものではない。また、基本連携データ項目の基準に該当したからといって、直ちに子どもや家庭が困難を抱えていると断定してはならない。例えば、後述の「表 3-1 基本連携データ項目一覧（※詳細は「資料編」を参照）」のNo.9「1歳6か月児／3歳児健診において、低体重であった・学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった」のデータ項目に該当する子どもがいた際に、当該項目の、低体重であるという事実だけをもって、子どもや家庭が困難を抱えていることにはならない。このような断定を防ぐためにも、後述の「3.1.1 基本連携データ項目の利用」で記すように、基本連携データ項目の複数項目の該当状況に基づいて慎重に判断することが望ましい。

なお、具体的な基本連携データ項目は、「表 3-1 基本連携データ項目一覧」のとおりである。各基本連携データ項目に関する、より詳細な情報や選定理由については「資料編」を参照されたい。また、基本連携データ項目以外にも、重要性が高いデータ項目は存在すると考えられるが、子どもに関する情報の機微性を考慮し、本ガイドラインにおいては基本連携データ項目のみに絞って記載を行った。今後、実証事業の結果や学術研究の発展、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の動向等によって、基本連携データ項目の追加等を行うことも検討する。

⁴ https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification/

⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm

⁶ <https://www.applic.or.jp/jigyo/jigyo-2/ict-platform/standard-2022/>

表 3-1 基本連携データ項目一覧（※詳細は「資料編」を参照）

紐付	No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	基準/閾値
こども	1	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	ケース進行管理台帳に当該こどもの情報が存在する
	2	一時保護された履歴がある	一時保護児童票_（こども氏名）	当該こどもに関する一時保護児童票が存在する
	3	3～4 か月児健診を受けた履歴がない 1 歳 6 か月児健診を受けた履歴がない 3 歳児健診を受けた履歴がない	3～4 か月児健診結果_健診受診日	全く値が入っていない、又は健診結果データそのものが存在しない
			1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日	
			3 歳児健診結果_3 歳児健診受診日	
	4	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「感情的に叩いた」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	該当することを示すコードが入っている
			1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	
			3 歳児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	
	5	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	該当することを示すコードが入っている
			1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	
3 歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出				
6	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	該当することを示すコードが入っている	
		1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった		
		3 歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった		
7	3～4 か月児／1 歳 6 か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	該当することを示すコードが入っている	

3 利用するデータ項目

紐付	No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	基準/閾値	
	8	3～4か月児／1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	該当することを示すコードが入っている	
			3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった 1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった		
	9	1歳6か月児／3歳児健診において、低体重であった 学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重） 3歳児健診結果_パーセンタイル値（体重）	3パーセンタイル未満であることを示すコードが入っている	
			児童生徒等の健康診断情報_体重		
	10	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	発達障害にあたるコード（ICDコード）が入っている	
	11	障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	受給者証番号が入っている	
	12	小・中学校の欠席日数が多い	出欠の記録_欠席日数	1年間に30日以上欠席している	
	13	小・中学校の遅刻が多い	遅刻日数	出席日数に占める割合が8割以上である	
	14	こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	困難を抱えている蓋然性が高いとの判定がされている	
	保護者・家族	15	母子手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	妊娠届出情報_届出時妊娠週数	12以上である
		16	当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	妊婦健診結果_受診日	全く値が入っていない、又は健診結果データそのものが存在しない

紐付	No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	基準/閾値
	17	当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	産婦健診結果_ EPDS 評価点数	9点以上である
	18	当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	開始年月日が入っている（かつ、廃止年月日が入っていない）
	19	当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	全部支給又は一部支給停止を示すコードが入っている

3.1.1 基本連携データ項目の利用

基本連携データ項目を利用することで、困難を抱えているこどもや家庭に対して多様な観点からのアセスメントを行い、確実に適切な支援を届けることが可能となることが期待される。

基本連携データ項目の利用に当たっては、まず、取得元システムがどのシステムになるのか、取得可能な状態で保管されているのかを整理した上で取得方法を検討する。次に、検討した取得方法に基づき、基本連携データ項目毎に、基準/閾値に該当するこどもや家庭を把握する。さらに、把握したこどもや家庭の名寄せを行い、どのこどもや家庭がどの基本連携データ項目の基準/閾値に該当し、どのような困難を抱えている蓋然性が高いか、分野横断的に整理する。

困難を抱えている蓋然性が高いと考えられるこどもや家庭のデータを分野横断的に整理することで、多様な観点からのアセスメントが可能となり、例えば既に何らかの支援や見守りを行っているこどもや家庭について、これまで十分に把握していなかった困難な状況を新たに把握し、現行の支援の在り方の見直しを図ることや、新たな支援の必要性を把握すること、数多くの困難を抱えているこどもに対して優先的に支援を行うこと等が期待される。基本連携データ項目は、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測されるデータ項目であるが、「潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握」において、こどもの抱える困難は、様々な面で表出するものであるため、複数のデータ項目を多面的に活用することが重要である。分野横断的に一覧として整理した結果のイメージ図は「図 3-1 基本連携データ項目の一覧化イメージ図」を参照されたい。

各地方公共団体においてどの基本連携データ項目を用いるかを検討する際には、こどもデータ連携の目的に応じたデータ項目を選定されたい。具体的な困難とそれに対して用いられていたデータ項目については、実証事業の成果報告書を参照されたい。

なお、地方公共団体の規模が大きく、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭が多数抽出された場合等、各地方公共団体の状況によっては何らかの優先順位を付ける必要が生じることも想定される。そのような場合、該当する項目数や政策目的に応じて優先順位を検討することも考えられる。また、「人の目による支援等の必要性の確認」や「支援方策の検討」の際には、基本連携データ項目に限らず、検討に必要な情報を広く集め総合的に判断すべきである。その際も、プライバシーの観点から、支援の検討に必要な最小限の情報を取り扱うことに留意すべきである。

氏名	要保護児童 対策地域協 議会（要対 協）への登 録歴がある	こどもに発達 障害があり、 精神障害者 保健福祉手 帳を所持し ている	小・中学校 の年間欠席 日数が30 日以上であ る	こども自身 が心身の不 調や希死念 慮を抱えて いる	妊婦健診を 一度も受け ていない	生活保護を 受給してい る	…
A	該当なし	○	○	該当なし	該当なし	該当なし	…
B	該当なし	該当なし	該当なし	○	該当なし	○	…
C	該当なし	該当なし	○	○	該当なし	該当なし	…
D	○	該当なし	該当なし	○	○	○	…
E	該当なし	○	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	…
F	○	該当なし	○	○	○	○	…
G	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	○	○	…
H	○	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	…

図 3-1 基本連携データ項目の一覧化イメージ図

3.1.2 基本連携データ項目以外のデータ項目の利用

上述のとおり、基本連携データ項目は、地方公共団体がこどもデータ連携の取組を実施するに当たり、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるものとして、まず初めに利用することを想定したデータ項目であり、地方公共団体の政策目的や実情に応じて基本連携データ項目以外のデータ項目を利用することを妨げるものではない。

地方公共団体で利用するデータ項目を検討する場合、「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書」⁷、「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究成果報告書」⁸、「実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）」⁹、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業データ項目一覧」¹⁰、「実証事業採択団体 成果報告書」¹¹等の資料を参考とされたい。

⁷ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/bb55648c/20240329_policies_kodomo-data_33.pdf

⁸ https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03_data/pdf-index.html

⁹ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/d261f028/20230331_news_children_outline_01.pdf

¹⁰ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/efe16727/20230428_news_children_outline_03.xlsx

¹¹ <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-data>

3 利用するデータ項目

また、検討に当たっては、主に以下の事項に留意する必要がある。

- 本取組で利用するデータ項目を選定する際には、こどもデータ連携の目的に応じたデータ項目のみを選定すること。
- 利用するデータ項目について、こどもや家庭が抱える様々な困難との関連性が強く認められること。
- 利用するデータ項目と困難との関連性を検証する際には、「3 利用するデータ項目」に記載のとおり、手引きや報告書、先行事例や実証事業の結果、学術論文、有識者や現場職員等の専門家の知見等、一定程度信頼性が担保された情報源を調査すること。
- 選定したデータ項目が取得可能であり、実際にこどもデータ連携の取組に利用できる保有状況であること。
- 「4 個人情報の取扱いに係る検討」に記載のある事項を確認の上、最終的なデータ利用の可否を決定すること。
- こどもデータ連携の取組で利用するデータ項目は、一定期間ごとに評価・検証（有識者へのヒアリングやデータ分析等）を行い、必要に応じて見直しを実施すること。

【データの保存期間について】

基本連携データ項目に限らず、利用するデータについては保存期間を設定し、設定した保存期間に基づいて適切に管理、破棄を実施する必要がある。保存期間の設定に際しては、各地方公共団体の文書管理規程等を参照し、検討を行う。加えて、本取組がプッシュ型・アウトリーチ型の支援を実施するものであることを踏まえて、長期的にデータの保有を行う場合には、こどもが一定の年齢に達した際に、本取組でデータを保有することについての意思を確認し、本人の意思に基づいてデータの利用の継続、破棄等の対応を検討することも考えられる。

【4章のポイント】

- こどもデータ連携の取組で利用するデータがこどもや家族の機微な個人情報であることを理解する。
- 保有個人情報の内部利用及び外部提供のために必要な整理を行う。
- その他、こどもデータ連携の取組で特に対応が求められる安全管理措置、自己点検・監査等の対応事項やプライバシーへの配慮について確認する。

4 個人情報の取扱いに係る検討

4.1 個人情報の取扱いに係る対応事項

こどもデータ連携の取組で利用するデータは、こどもや家族の機微な個人情報であり、その取扱いはとりわけ慎重に行われる必要がある。「1.2.2 位置づけ」に記載のとおり、こどもデータ連携の取組は、個人情報保護法、基本方針及び政策基本原則等の公的文書に則り、個人情報等の適正な取扱いを確保すること、プライバシー等の本人の権利利益を保護することが必要である。また、データを活用してこどもや家庭への支援を実施するに当たっては、こどもや家庭に対する差別的な取扱いにならないように慎重な対応が求められる。

地方公共団体で個人情報を取り扱う場合に守るべき、一般的な規定に関する事項については、その正確性の担保を考え、各種ガイドライン等を参照されたい。また、教育データを取り扱う際には、「教育データの利活用に係る留意事項」¹²も参照されたい。

本章の記載については、本ガイドラインの全国の地方公共団体がこどもデータ連携の取組を進めるための第一歩として、必要最低限、参照すべき内容に留めるというコンセプトのもと、個人情報の適正な取扱いに係る本章においても、特にこどもデータ連携の取組ならではの対応事項に留めて記載する。

4.2 利用目的、保有個人情報の内部利用・外部提供等の整理

こどもデータ連携の取組において、地方公共団体の機関等が新たに取得する個人情報については、「利用目的をできる限り特定」しなければならない（個人情報保護法第61条第1項）。一方、既に取得している個人情報を、当該個人情報の利用目的と異なる目的で内部利用及び外部提供を行う場合には、「法令に基づく場合による利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」又は「相当の理由がある場合による利用目的以外の目的による利用及び提供」等についての検討が必要になる。

4.2.1 所掌事務等を遂行するための必要性及び利用目的の特定

地方公共団体の機関等が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める「所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合」に限り、かつ、「利用目的をできる限り特定」しなければならない（個人情報保護法第61条第1項）。「所掌事務又は業務」には、地方公共団体の機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、行政作用法上規定されている事務・業務が含まれ、地方公共団体においては地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる（事

¹² https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

務対応ガイド¹³4-1（2）。「利用目的をできる限り特定」とは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的に、個別的に特定することを指す。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できる必要がある（事務対応ガイド4-1（3））。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととされている（個人情報保護法第61条第2項）。

こどもデータ連携の取組の場合、例えば、首長部局が教育委員会から保有個人情報の提供を受ける場合が考えられる。首長部局と教育委員会は異なる「地方公共団体の機関」（個人情報保護法第2条第11項第2号）とされているため、首長部局は個人情報を新たに保有することになる。したがって、首長部局は、保有する個人情報について利用目的を特定する必要があるため注意を要する。

4.2.2 特定した利用目的のための内部利用及び外部提供

保有する個人情報は特定した利用目的のために内部利用及び外部提供することが原則となる（個人情報保護法第69条第1項「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」の反対解釈による。）。

なお「3 利用するデータ項目」で示した基本連携データ項目を用いた取組については「基本連携データ項目を連携することをもって、支援が必要なこどもの把握を行うことが、地方公共団体の機関等が定める各データ項目を含む保有個人情報の各利用目的のためであると整理できる場合には、基本連携データ項目を連携することは個人情報保護法第61条第1項に基づいて特定した利用目的のための利用」との整理が考えられる。

4.2.3 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（法令に基づく場合）

利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供をすることができない原則の例外として、「法令に基づく場合」には、利用目的以外の目的のために保有個人情報を内部利用及び外部提供することができる（個人情報保護法第69条第1項）。（「法令」の範囲については、事務対応ガイド4-5-1を参照。）

「3 利用するデータ項目」で示したように基本連携データ項目毎の「基準/閾値」に該当することもは、困難を抱え、支援を必要としている蓋然性が高いと考えられるため、個別の事案や地方公共団体の考え方によって、児童福祉法に定義される要支援児童等と思われると判断できる場合がある。地方公共団体においてこのような判断ができる場合においては、基本連携データ項目に関する個人情報の市町村に対する外部提供は、児童福祉法に基づく市町村への情報提供（第21条の10の5）に当たるものであると位置づけ、個人情報保護法第69条第1項に規定される「法令に基づく場合」による利用目的以外の目的のための外部提供であると整理することが考えられる。

4.2.4 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当の理由がある場合）

利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供をすることができない原則（個人情報保護法第69条第1項）の例外として、地方公共団体の機関が「法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第2号）、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」（個人情報保護法第

¹³ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/koutekibumon_jimutaiau_guide.pdf

69 条第 2 項第 3 号) には、利用目的以外の目的のために保有個人情報を内部利用及び外部提供することができることが規定されている。ただし、いずれの場合も、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされている（個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書）。また、いずれの場合も、当該内部利用及び外部提供が臨時的な場合に限られる（事務対応ガイド 4-2-1（3））。

なお、「相当の理由があるとき」とは、地方公共団体の機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、地方公共団体の機関等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる（事務対応ガイド 4-5-2（2））。

以上の観点から、相当の理由にもとづく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を行う場合は、「表 4-1 利用目的以外の目的での内部利用及び外部提供を行う際に検討すべき観点」に基づいて個別の保有個人情報の内容や利用目的等を整理する必要がある。

表 4-1 利用目的以外の目的での内部利用及び外部提供を行う際に検討すべき観点

① 当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること（事務対応ガイド 4-2-1）
<p>整理の観点：利用目的を特定し、新たに取得した個人情報により、こどもデータ連携の取組を行うことが原則であるが、事業を始める際、既に別の利用目的を特定して保有している個人情報を内部利用及び外部提供する必要がある場合は、こどもデータ連携の取組に関して、具体的かつ個別的に利用目的を特定して取得した個人情報を内部利用及び外部提供して当該事業が運用（代替）できるようになるまで、臨時的に目的外利用を行うといった整理が必要となる。その他、こどもデータ連携の取組を試行的に実施する段階においては臨時的に目的外利用を行うといった整理も考えられる。</p>
② 法令の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）
<p>整理の観点：こどもデータ連携の取組を、法令の定める所掌事務又は業務であるか確認を行った上で、当該事務又は業務の遂行に必要最小限の範囲で保有個人情報を内部利用及び外部提供するため、必要最小限の範囲で取り扱えるよう整理が必要となる。</p>
③ 当該保有個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）
<p>整理の観点：潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、支援につなげるこどもデータ連携の取組について、必要最小限の範囲で保有個人情報を地方公共団体の機関における内部利用及び外部提供によって迅速にデータを共有することにより、人の目によって見過ごされがちな支援が必要なこどもを救うことができる、といった公益性のある取組であるかを確認する必要がある。</p>
④ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書）
<p>整理の観点：プライバシー保護等も含めたデータ管理体制の構築に加え、研修等の人的安全</p>

管理措置、アクセスコントロール等の技術的安全管理措置等、個人情報を取り扱うに当たって必要な各種の措置を講じ、徹底することにより、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護、データ利用による差別偏見を防ぐことができるよう整理することが必要となる。加えて、こどもデータ連携の取組に対する住民の不安感等を払しょくしつつ、データの取扱いについての透明性と信頼性を確保するため、政策目的や期待される便益を明確にし、それらをわかりやすく丁寧に住民に説明すること等、取組を整理する必要がある。

4.2.5 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（特別の理由がある場合）

利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供をすることができない原則（個人情報保護法第 69 条第 1 項）の例外として、「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号）」が規定されている。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限られること（個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書）、当該内部利用及び外部提供が臨時的な場合に限られること（事務対応ガイド 4-2-1（3））という点についても考慮する必要がある。

また、「4.2.4 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当の理由がある場合）」は、保有個人情報を「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」に外部提供する場合を規定している（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号）。そのため、上記以外（例えば民間企業等）に外部提供する場合には適用されず、本規定に基づいて整理する必要があるため注意されたい。例えば、データ分析を民間企業等に委託する場合であっても、個人情報を利用目的以外の目的のために外部提供する際には、本項に記載のとおり、地方公共団体の機関において「特別の理由」等を整理する必要がある。

4.2.6 その他の利用目的の整理について

その他、利用目的の整理について「表 4-2 その他の整理観点」の整理観点も考えられるが、こどもデータ連携の取組における整理としては不向きと考えられる。

表 4-2 その他の整理観点

整理観点	不向きと考えられる理由
利用目的の変更 （個人情報保護法第 61 条第 3 項）	<p>地方公共団体の事務において、新たな行政サービスの展開等の必要性から、利用目的を変更する場合が想定されており、「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」で利用目的が変更できる。利用目的の変更は、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較し、社会通念上、一般人の判断において、通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内をいい、どの程度の相当性を有するかは総合的に勘案して判断される。</p> <p>一方、こどもデータ連携の取組により支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、支援を行うため内部利用及び外部提供することは、当初の利用目的からは通常予期し得ないと考えられるため、利用目的を変更することは難しいと考えられる。</p>

整理観点	不向きと考えられる理由
利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供 ・本人の同意があるとき （個人情報保護法第 69 条第 2 項第 1 号）	<p>あらかじめ本人の同意がある場合、保有個人情報の利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を行うことができる（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 1 号）とされている。この点、こども（未成年者）の個人情報について、本人が同意したことによって生ずる結果について、本人が未成年者であり判断できる能力を有していない等の場合は、親権者又は法定代理人等から同意を得る必要がある（事務対応ガイド 4-5-2（1））。しかし、児童虐待等、親権者等から同意を取得することが、こどもの利益につながらない場面においては、親権者等から同意を得ることは難しいことも考えられる。</p> <p>また、あらかじめこども本人又は親権者等から同意を取得した個人情報だけでは、利用できる個人情報の数が少なく、集めた個人情報から支援の必要性を判断するには限界があることが、これまでの実証事業で報告されている。</p> <p>上記のように、こどもの権利利益の保護や、これまでの実証事業の結果を考慮すると、データをもとに困難を抱えていると思われるこどもや家庭を抽出する際において、こども本人又は親権者等から同意を取得することによって、利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供の整理を行うことは難しいと考えられる。</p>
利用目的以外の目的のための外部提供 ・統計作成・学術研究等 （個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号）	<p>「専ら統計の作成又は学術研究の目的のため」に保有個人情報を提供する場合、保有個人情報の利用目的以外の目的のための外部提供を行うことができる（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号）とされている。</p> <p>一方、本取組は、データに基づいて支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭の把握を目的に行うものであるため、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のため」と整理することも難しいと考えられる。</p>

【コラム：実証事業における個人情報の整理方法】

こどもデータ連携の実証事業において、各地方公共団体が行った個人情報等の取扱いに関する整理について例示します。法的整理の事例詳細や検討内容については、実証事業の報告書を参考にしてください。

1. 本取組を始める場面

総括管理主体は、他の主体である各部局に対し、事業の説明を行い理解を得た上で、法務を担当する総務・法務課等の部局に本事業に関する説明を行い、課題等を共有した事例があります。また、個人情報等の取扱いに関する疑問点は、外部の弁護士等の有識者に照会し、個人情報等に関する取扱いの規定を検討した事例もあります。

2. 本取組を行う場面

個人情報を取得する場面においては、本事業に関するガイドラインを策定する等により特定の事務と位置付けて実証事業を推進した事例があります。また、人の目による支援の必要性を確認する場面においては、児童福祉法や母子保健法等の関係規定を確認の上、既存の枠組みとして改めて個人情報の取得を行った事例もあります。

4.3 個人情報ファイル簿の作成

こどもデータ連携の取組を実施する際には、通常複数のデータを収集することが想定される。そのため、地方公共団体の機関等は保有している個人情報ファイルについて適切に漏れなく把握することに留意しつつ、個人情報ファイル簿の作成及び公表を実施する必要がある（個人情報保護法第 75 条第 1 項）。漏れなく作成対象を調査するためには、地方公共団体の各部署が適切に情報を共有し、個人情報ファイル簿の作成を要する個人情報ファイルを一元的に管理する仕組みを構築することが必要である。

なお、地方公共団体の機関においては、記録情報に要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨も個人情報ファイル簿に記載する必要がある（個人情報保護法第 74 条第 1 項第 6 号及び第 75 条第 4 項）。

個人情報ファイル簿の作成単位は、個人情報ファイルの単位が基準であり、保有個人情報を含む情報の集合体であることを前提に、①一定の事務の目的の達成のために必要な情報であるか、及び②複数のデータベースやテーブルに記録された保有個人情報が検索できるように体系的に構成されているか、といった観点から検討することになる（個人情報保護法第 60 条第 2 項）。

例えば、複数のデータベース又はテーブル上に記録された保有個人情報であっても、同一の業務の目的を達成するために利用されるものであり、かつ、当該複数のデータベース又はテーブル間で保有個人情報を参照できる場合は、1 つの個人情報ファイルとして捉えることも可能であるが、こどもデータ連携の取組については、別の利用目的となることから、別途個人情報ファイル簿を整理することが必要であると考えられる。

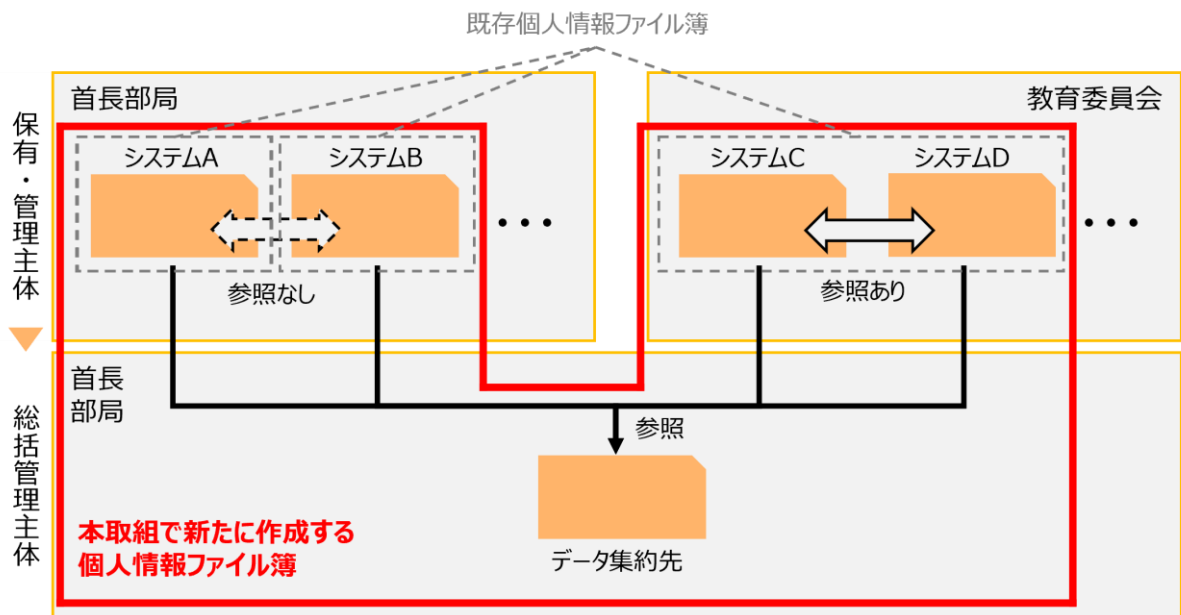


図 4-1 個人情報ファイル簿の作成事例

4.4 個人情報の取扱いの委託等

個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる必要がある。また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する必要がある（事務対応ガイド 4-8-9）。

○個人情報の取扱いを委託する際に契約書に明記すべき事項

- ① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- ② 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- ③ 個人情報の複製等の制限に関する事項
- ④ 個人情報の安全管理措置に関する事項
- ⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- ⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- ⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- ⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

委託先事業者は必要な安全管理措置（「4.5 安全管理措置」）を行う必要があり（個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号）、加えて、当該事業者が個人情報取扱事業者（個人情報保護法第 16 条第 2 項）に該当する場合には、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（個人情報保護法第 23 条）も負う。地方公共団体の機関等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、個人情報保護法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる（公的部門ガイドライン 5-3-1）。

また、こどもデータ連携の取組において、業務委託を受けず自主事業としてこどもや家庭への支援を実施している NPO 等民間団体と協働して支援を行う場合が考えられる。その場合において、地方公共団体が保有する個人情報を NPO 等民間団体に提供することは原則として考えられないが、支援対象者となるこどもや家庭に対して丁寧に必要性を説明した上で、同意が取得できた場合には、支援に必要な範囲で保有個人情報の提供を行うことが考えられる。同意を取得する場合には、こどもの意見を尊重することが重要であるが、年齢、抱えている困難の性質、状況等から、誰からどのように同意を取得すべきであるか、こどもの最善の利益を第一に考え適切な同意取得の方法を検討されたい。なお、本人から同意を取得する場合には、対象となる個人情報の項目やこどもデータ連携の取組の性質を踏まえて、その有効性を個別具体的に判断する必要がある。その際、こども本人が同意したことによって生ずる結果について、本人が未成年者であり判断できる能力を有していない等の場合には、親権者又は法定代理人等から同意を得る必要がある（事務対応ガイド 4-5-2（1））ことにも留意が必要である。

4.5 安全管理措置

こどもデータ連携の取組を実施するに当たっては、個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。具体的にはこどもデータ連携に必要なデータ管理体制を整備した上で（「2.3 データを取り扱う主体の整理・役割分担」参照）、個人情報等の取扱いに係る責任者の設置等の組織的安全管理措置、個人情報等の取扱いに携わる職員や関係者への教育訓練等の人的安全管理措置、個人情報等を取り扱う端末の制限等の物理的安全管理措置、個人情報等へのアクセス制限やログの管理等の技術的安全管理措置を、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて講じることが求められる。

こどもデータ連携の取組を実施するに当たっては、地方公共団体の政策目的や取組の対象者数、取り扱うデータ数、取組に参加する職員等のリソースに応じて、適切な体制を考慮し安全管理措置を整えるこ

とが必要である。総括管理主体やデータの保有・管理主体のみならず、支援を実施する主体（例えば学校等のデータ活用主体）においても、既に整備されているデータ管理体制を確認し、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を整えられたい。

なお、本項は、事務対応ガイド「4-8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」も参考にしつつ記載する。

4.5.1 組織的安全管理措置

データ管理体制における各主体は、地方公共団体における担当課室レベルで特定を行うことが必要である。担当課室長等を管理責任者とし、管理責任者が個人情報等を取り扱う担当者を指定することが考えられる。

また、実施に当たっては以下のような対応が考えられる。

- ・ 担当者のデータの閲覧範囲と権限を必要最小限に限り、当該職員以外のアクセスを禁止すること。
- ・ 管理責任者を総括する者として総括管理責任者を置くこと。
- ・ 総括管理責任者は、総括管理主体である担当課室の長等が担うこと。
（「2.3.1 総括管理主体」のとおり、各データに対する一義的な責任はそれぞれのデータの保有・管理主体等にあるが、こどもデータ連携の取組に関しては全体として総括管理主体が責任を負うこととなるため。）

4.5.2 人的安全管理措置

こどもデータ連携によって個人情報等を取り扱うこととなる職員や外部事業者等は、住民の個人情報等のデータを取り扱っている自覚や、高い規範意識が求められるため、これらの意識醸成が必要である。

具体的には、以下のような対応が考えられる。

- ・ 総括管理責任者が、個人情報の適切な管理のための研修を職員、外部事業者等に対して行うこと。
- ・ 情報システムの管理・運用・セキュリティ対策に関する研修を、システム担当者、外部事業者等に対して行うこと。

4.5.3 物理的安全管理措置

地方公共団体は保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な情報管理ツールの管理や環境整備を実施することが求められる。

具体的には、以下のような対応が考えられる。

- ・ 個人情報等を取り扱う区域の管理
- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄措置
- ・ （オンプレミス環境¹⁴でシステムを構築した場合）サーバ室への入室制限
- ・ （オンプレミス環境でシステムを構築した場合）サーバ室の入退室記録の取得
- ・ （オンプレミス環境でシステムを構築した場合）サーバ室への監視設備による監視
- ・ （オンプレミス環境でシステムを構築した場合）外部記録媒体の持ち込み、接続制限
- ・ 職員の個人情報の利用、保管状況の記録管理
- ・ 個人情報利用後の内容確認、照合

¹⁴ 地方公共団体の管理施設にサーバ機器やネットワーク機器等のハードウェアを設置し、システムを構築する形態。

- ・ 誤送信・誤送付・誤記載等の防止

4.5.4 技術的安全管理措置

管理責任者は、個人情報等へのアクセスを適切に管理する必要がある。
具体的には、以下のような対応が考えられる。

- ・ 必要最小限の管理者権限の設定
- ・ 認証機能の設定等のアクセス制御
- ・ アクセスログの取得、確認、改ざん、窃取又は不正な消去の防止
- ・ 不適切なアクセスの監視
- ・ アラート機能の設定
- ・ 不正アクセスの防止
- ・ ソフトウェアの脆弱性の解消
- ・ 不正プログラムの感染防止
- ・ データの暗号化

4.6 開示、訂正、利用停止請求への対応

個人情報保護法は、個人が、地方公共団体が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下、「開示請求等」という。）の仕組みを設けており（個人情報保護法第 5 章第 4 節）、何人も、地方公共団体の機関等に対し、当該機関の長等の属する地方公共団体の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求等を行うことができるとされている（個人情報保護法第 76 条第 1 項）。

こどもデータ連携の取組において特に留意が必要な点として、保護者等による開示請求等に応じることが、こどもの利益につながる場合があることが考えられる。その際は、「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」（個人情報保護法 78 条第 1 項第 1 号）に当たりうるため不開示とする等、こどもの利益の最優先を基本として対応を検討されたい。例えば、児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合が考えられる（事務対応ガイド 6-1-3-1-1 参照）。

4.7 プライバシー

こどもデータ連携の取組において利用する個人情報は、こどもや家庭の機微な個人情報であるため、個人情報保護法に準拠していれば十分であるとは言えず、プライバシーに配慮しつつ取組を実施する必要がある。

プライバシー保護に関する記載は、その正確性を担保するため、プライバシーに関連するガイドブック等を確認する必要がある。特に、「個人情報保護法第 3 条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第 13 条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。」

（基本方針 1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向（2）法の基本理念と制度の考え方¹⁵）とあるように、地方公共団体の政策や事業活動においても、個人情報の適正な取扱い及びプライバシー保護の視点を忘れてはならない。

また、政策基本原則¹⁶において、「本原則は、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告等」を踏まえたものであり」とされることから、プライバシー保護の観点

¹⁵ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/fundamental_policy/

¹⁶ <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihongensoku.pdf>

においては、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」（OECD 8 原則）を確認し、実施に当たり参照されたい。さらに、こどものデータについて国際的な議論の動向が確認できる資料についても「資料編」に記載しているため、必要に応じて参考とされたい。

本ガイドラインにおいては、こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項とプライバシーガバナンスについて記載する。記載に当たっては、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック¹⁷」や EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）、実証事業の報告書等を参考にしている。なお、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」においては、プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲が「図 4-2 プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲」のように示されており、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されないことが述べられている。また、GDPR は国内法ではないものの、プライバシー保護を検討する上で考慮すべき観点が表示されており、こどもや家庭の機微な個人情報を扱う上でも参照し、対応を検討されることが望ましい。

本取組では、こどもや家庭のデータ収集や利用において、こどもに対し平易な言葉を用いて説明することや、プロファイリング（個人と関連する特定の個人的側面を評価するために個人データを利用することからなる、あらゆる形式の個人データの自動的な取扱い。GDPR 第 1 章第 4 条第 4 項に本趣旨）を原則禁止とすること等、大人に比べてより保護が重要であることを考慮されたい。GDPR においても、こどもは「個人データの取扱いと関連するリスク、結果及び関係する保護措置、並びに、自らの権利について十分に認識できないかもしれないため、その個人データに関して特別の保護を享受する。」（GDPR 前文 38 条）と述べられている。本取組においては、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握する際や、把握したこどもや家庭への支援を検討する際に、こどもや家庭に対して取組内容や支援内容を説明し、理解を得る場面が考えられるが、例えば、児童虐待のケース等、親権者等のみから取組に対しての理解を得ることが、こどもの最善の利益につながらない場合があることに留意が必要である。また、把握したこどもや家庭への支援を検討する際に、誰からどのように説明をし、理解を得ていくかについて、支援対象者となるこどもや家庭に対して丁寧にコミュニケーションをとった上でその必要性を検討されたい。その際には、こどもの最善の利益を第一に考えた上で、こども自身の意見を聞くなどの対応も検討されることが望ましい。



図 4-2 プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲

¹⁷ https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guidebook12.pdf

4.7.1 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項

「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の各業務フローにおいて、個人情報保護法上の要請を超えて、プライバシー保護の観点から配慮が必要なポイントを「表 4-3 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項」に記載する。

表 4-3 こどもデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項

業務	留意すべき事項	取組概要
個人情報の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を取得する際には、プライバシーの観点より、政策目的や、データ内容、データの閲覧者、判定ロジックや支援方法、本人が保有する権利等について明確化し、住民に周知することも重要である。 ・ GDPR において、「管理者は、データ主体に対し、簡潔で、透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる方式により、明確かつ平易な文言を用いて、取扱いに関する第 13 条及び第 14 条に定める情報並びに第 15 条から第 22 条及び第 34 条に定める連絡を提供するために、特に、子どもに対して格別に対処する情報提供のために、適切な措置を講じる。」（GDPR 第 3 章第 1 節第 12 条第 1 項）とされており、本取組においても、こども本人にデータの利用目的等を明示する場合には、こどもが理解できるように明確かつ平易な言葉を用いるなどの適切な措置を講じられたい。 	<p>「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の「6. 個人情報の取扱いに係る検討」にて、特に留意すべき事項である。</p>
人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定ロジックを用いて支援が必要なこどもを把握する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を断定することは、プライバシーの保護や差別偏見を防ぐ観点から原則的に許容されない。そのため、本取組においては、必ず人の目による支援等の必要性の確認を行い、その判断を補助する材料の一つとして判定ロジックの結果を活用することが求められる。同様に、こどもや家庭の日常生活における行動からその個人の特性を決定づけることも、プライバシー保護の観点から行うべきではないため、人の目による支援等の必要性の確認を行う際に留意されたい。 ・ GDPR においても、「データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する」（GDPR 第 22 条）こと、「子どもに関するパーソナリティ若しくは個人プロファイルの作成の目的での子供についての個人データの使用」は「特別の保護」を享受する（GDPR 前文 38 項）こと、データの取扱いに対して、「人間の介在を得る権利、当該データ主体の見解を表明する権利、そのような評価の後に到達した決定について説明を受ける権利、そして、その決定に対して異議を述べる権利を含むものでなければならない。そのような措置は、子どもと関係するものであってはならない」（GDPR 前文 71 項）と規定されている。 	<p>「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の「10. 人の目による支援等の必要性の確認」にて、特に留意すべき事項である。</p>

業務	留意すべき事項	取組概要
支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 複数の関係者が集まり、支援方策の検討、支援の実施、フォローアップを行う場合、①当該業務に必要な関係者の範囲を明確化し、②支援目的とデータの関連性に留意した上で、支援目的に沿った必要最小限のデータの取得、利用及び提供を検討することで、有効な支援検討につなげることが重要である。 	<p>「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の「11. 支援方策の検討」にて、特に留意すべき事項である。</p> <p>「図 2-1 こどもデータ連携の取組の業務概要」に記載の「12. 支援の実施」にて、特に留意すべき事項である。</p>
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 実際に支援を行う際には、全てのこどもに対して、年齢や発達段階に応じて、支援内容やその内容へのフィードバックについて意見を述べる機会を確保していくことが重要である（こども基本法第 3 条第 4 節に同趣旨の記載がなされている。）。 データの保存期間については、各地方公共団体の文書管理規定を参照の上で検討する必要がある。また、「3.1.2 基本連携データ項目以外のデータ項目の利用」の【データの保存期間について】も参照されたい。 	
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法における開示請求等への対応については、「4.6 開示、訂正、利用停止請求への対応」を参照されたい。プライバシー保護の観点においては、本取組の透明性を考慮した開示請求等への対応が望ましく、特にデータ項目、判定ロジックや支援の内容・決定の根拠について説明できることが望ましい。GDPR にも「自己と関係する個人データの取扱い」に対して「異議を述べる権利を有する」と記載があり、管理者は「正当な根拠がある」ことを証明しない限り、「以後、その個人データの取扱いをしない」と規定されている。 	

4.7.2 プライバシーガバナンス

プライバシーに配慮してこどもデータ連携の取組を実施していくに当たっては、プライバシーガバナンスを構築することが重要である。プライバシーガバナンスは、プライバシー問題の適切なリスク管理と信頼の確保に向けて、管理者（総括管理主体となる部局の長等）が積極的にプライバシー問題への取組に関与し、組織全体でプライバシー問題に取り組むための体制を構築し、それを機能させることが、基本的な考え方となる。

具体的には、管理者は、以下の3点について検討する。その際は、専門的な知見に基づく意見の聴取のため、各地方公共団体の設置する審議会等への諮問（個人情報保護法第 129 条）も検討されたい。また、プライバシーガバナンスを構築する際に、プライバシー影響評価（PIA）を実施することも有効であり¹⁸、実証団体での事例も存在するため¹⁹²⁰、これらの取組のように、プライバシーリスクについて客観的な評価を行うことも考えられる。PIA を実施する場合には、PIA を実施した団体に照会し、詳細等を確認することを検討されたい。

¹⁸ https://www.ppc.go.jp/personalinfo/independent_effort/

¹⁹ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/7c105b71/20240423_policies_kodomo-data_51.pdf

²⁰ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/186c0a4c/20240423_policies_kodomo-data_55.pdf

²¹ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/7aced123/20240423_policies_kodomo-data_52.pdf

① プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化

管理者は、プライバシーを保護することが、こどもデータ連携の取組を進める上での重要事項の1つであると認識し、組織の一貫した対応を可能とするプライバシー保護の軸となる基本的な考え方や、プライバシーリスクに能動的に対応していく姿勢を、明文化し、組織内外に周知することが必要である。

また、プライバシー保護の軸となる基本的な考え方やプライバシーリスクに能動的に対応していく姿勢を上意下達で浸透させることで、組織全体にプライバシー保護への認識を根付かせることができる。また、組織内部に限らず、住民等、組織外に対しても公表することが重要である。

管理者には、明文化した内容に基づいてプライバシー保護への取組を実施することへの説明責任に留まらず、最終的かつ包括的な責任を果たすことができる状態を確保することが求められる。明文化の具体的な形としては、宣言の形をとったプライバシー保護方針や、組織全体での行動原則等を策定するケースもある。

② プライバシー保護責任者の指名

プライバシーガバナンスの実現には、管理者による関与と、プライバシーガバナンスに係る姿勢について明文化した内容の具体的な実践が不可欠である。そのため、管理者は、組織全体のプライバシー保護への対応の責任者（以下、「プライバシー保護責任者」という。）を指名し、管理者が姿勢を明文化した内容を踏まえて、その実践を行うための責任を遂行させることが必要である。管理者は、プライバシー保護責任者から報告を求め、評価をすることで、組織の内部統制をより効果的に機能させる。その際には、プライバシー保護責任者の責任範囲を明確にし、プライバシー問題の発生を抑止するために必要な対応を遂行するための権限も与える必要がある。

なお、プライバシー保護責任者の下に、実質的なプライバシー保護の機能を担う中核組織として、プライバシー保護組織を設置することが望ましい。プライバシー保護組織の役割としては、プライバシーに関わる情報を集約しつつ、関係部局と連携し、事例や有識者の知見等を活用しながら、プライバシーリスクを発見することが挙げられる。また、有事の際には、プライバシー保護責任者への報告も必要となる。さらに平時におけるプライバシー保護責任者への報告・連絡・相談や、知見を蓄積し、関係部局へ共有することも重要となる。

③ プライバシーへの取組に対するリソース投入

管理者は、姿勢を明文化した内容の実践のため、必要十分な資源（ヒト・モノ・カネ）を投入することが求められる。プライバシー問題に対応するための体制を構築し、そこに十分な人員を配置することや、人材育成、新たな人材の確保を実施することが必要である。

4.8 自己点検・監査

こどもデータ連携の取組を実施していくに当たっては、個人情報等を適正に取り扱えているか、地方公共団体自らでチェックする必要がある。具体的には、監査責任者を置き、プライバシーを含めた個人情報等の取扱いの状況や安全管理措置の実施状況を定期的に監査し、監査結果を組織的安全管理措置で定めた総括管理責任者に報告することが考えられる。総括管理責任者はその報告内容を評価し、適切な管理のための措置・改善を行うPDCAサイクルを回すことで、適切な自己点検が図られると考えられる。

また、管理責任者は、個人情報等の保管や提供に利用した記録媒体の管理、取得・内部利用・外部提供等の処理経路等について、定期的に点検するとともに、保有個人情報の開示請求や個人情報等の取扱いに関する苦情等があった場合の対応について総括管理責任者に報告・相談することが考えられる。報告を受けた総括管理責任者は必要に応じて本取組の対象となるこどもや家庭及び住民への説明等の対応も検討することが必要となる。

【5章のポイント】

- 政策目的や支援の対象者の数、人的資源、及び予算等に応じて、各地方公共団体にとって適切な範囲・方法でこどもデータ連携の仕組みの構築方法を検討する。
- こどもデータ連携の仕組みを構築するに当たっては、業務要件を定義した上で、業務を実施するために必要な機能要件、非機能要件を整理する。

5 こどもデータ連携の仕組みの構築

こどもデータ連携の取組では、適切な運用のためにこどもデータ連携の仕組みを構築することが必要となる。仕組みの構築においては、地方公共団体の政策目的や取組の対象者の数、人的資源、及び予算等に応じて、スプレッドシート等のソフトウェアの利用やシステムを活用した運用を検討されたい。

本章では、こどもデータ連携の仕組みの構築における作業の進め方や留意点等について記載する。なお、本章の記載については、一部システムの開発を念頭に置いた記載を行っているが、必ずしもシステム開発が必須であるということではないため、地方公共団体毎の個別具体的な状況に応じて、適切な仕組みのあり方を検討されたい。また、新たにシステムを構築する場合は、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」²²や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」²³等も参照されたい。

5.1 要件定義の進め方

こどもデータ連携の仕組みを構築するに当たっては、SaaS²⁴やスプレッドシート等の利用を検討し、地方公共団体の政策目的や予算の取得状況等に鑑みた構成とすることが望ましい。こどもデータ連携の仕組み化の流れを「表 5-1 こどもデータ連携の仕組み化の流れ」に示す。それぞれの作業における留意点は、「5.2 業務要件の定義」以降に記載する。

表 5-1 こどもデータ連携の仕組み化の流れ

No.	対応・検討事項	概要
1	業務要件 ²⁵ の定義	地方公共団体において、こどもデータ連携の取組の業務手順等を必要に応じて整理する。
2	機能要件 ²⁶ ・非機能要件 ²⁷ の定義	業務要件定義で定義された内容を基に、本仕組みにて求められる機能要件・非機能要件を定義する。

5.2 業務要件の定義

政策目的を達成するために、まずはデータ²⁸をどのように利用し、業務を遂行することで支援までつなげる

²² https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/

²³ https://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouhou_policy/

²⁴ Software as a Service の略。業務システムのソフトウェアの機能をクラウドサービスとして提供するサービス。

²⁵ こどもデータ連携の取組の仕組み化の対象となる業務の流れを明確化したもの。

²⁶ こどもデータ連携の取組の仕組み化するに当たって、求められる機能。

²⁷ 稼働率やセキュリティ等、こどもデータ連携の取組の仕組み化するに当たって、機能面以外に求められる機能。

²⁸ 情報をシステム間でやり取り可能な形で構造化し、電子化したもの。

のかという業務要件を整理することが重要である。業務要件を整理せずに機能要件・非機能要件の整理のみを進めてしまうと、データを収集・分析するという手段が目的化してしまい、「支援までつなげる」ことが困難になりかねない。具体的には、政策目的達成のための業務手順を整理し、実務を担う業務担当者（総括管理主体、活用主体）を含めて議論し、実務を想定した実効性のある業務運用を整理・文書化していく必要がある。また、その中で、地方公共団体における必要性によって仕組み化する範囲（どの部分を電子化するか、自動化するか、どういった情報をシステムから閲覧できればよいか等）を明確にし、機能要件・非機能要件を詳細に検討するための材料を整理しておく必要がある。

また、これらの業務要件を整理しておくことにより、こどもデータ連携の仕組みを運用する際の担当者向けマニュアルとしての業務マニュアルや、運用マニュアル等のインプットとなる。仕組み化において検討すべき観点を以下に示す。

表 5-2 業務要件を検討する際に必要な事項

No.	検討事項	概要
1	業務手順の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用するデータ項目を選定し、システムの保有元を整理することで、データ保有元システムとのデータ連携やデータを登録するインターフェース等の要件が定められる。 ・ 実施したい分析・データ処理の方法を定めることで、そのツールや分析主体がデータを取り扱える構成とするための要件が明確化される。 ・ ネットワークや認証・認可に係る要件を明らかにするためにデータ保有元システムから取得したデータを分析することで得られた結果等を、誰が、どこで（どの端末で）閲覧するかを定義する。 ・ こどもデータ連携の仕組みを運用する際の担当者向けマニュアルとしての業務マニュアル等を用意する。
2	仕組み化する範囲の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に応じたシステム化範囲を設定する。 ・ スプレッドシートや SaaS 等の活用も念頭に置き、必要に応じてシステムを活用した運用方法を検討する。

5.3 機能要件・非機能要件定義

「5.2 業務要件の定義」で業務要件を整理した後に、仕組み化に求められる要件を定める必要がある。主に整理すべき要件は、業務を支援するために必要となる機能要件と、バックアップや個人情報の適正な取扱い等のために必要となるセキュリティ要件等を含めた非機能要件に大別される。なお、一般的に求められる非機能要件について検討する際には、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が作成した非

5 こどもデータ連携の仕組みの構築

機能要求グレード²⁹において定義されているためそちらを参照されたい。本項では、仕組み化に求められる機能要件、非機能要件の例を示すとともに、検討に当たっての留意事項を示す。なお、これらの要件はこどもデータ連携の取組において必須で実装しなければならないものではなく、地方公共団体の政策目的や取組の対象者の数、人的資源、及び予算等に応じて各機能の要否や実現範囲を検討されたい。以下に仕組み化を検討する際に必要となる機能の関連図と各機能の詳細について記載する。

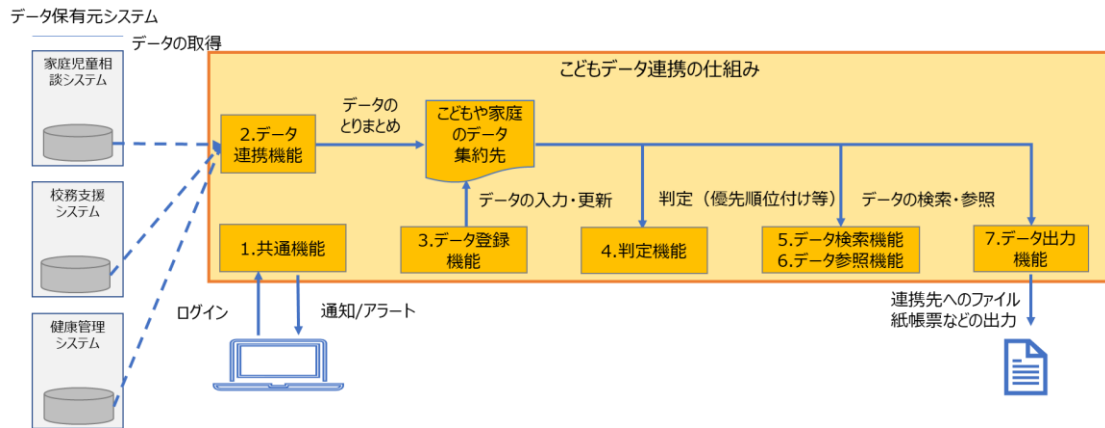


図 5-1 こどもデータ連携の仕組み化を検討する上での機能関連図

表 5-3 こどもデータ連携に求められる機能要件・非機能要件

No.	業務要件	機能	内容
1	機能要件	共通機能 (ログインや通知/アラート等を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の職員等のユーザーによるログイン、ログアウト及びパスワード変更等を指す。 システムを構築する場合、ログイン後の職員に対するお知らせ、アラート機能（データを基にこどもや家庭への支援の必要性が高まったと判定された場合に注意喚起するためのアラート等）を示すポータル画面を提供することが考えられる。

²⁹ IPA が作成した「非機能要求グレード 2013 年 4 月版」を基に、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の一部を改変する形で「非機能要求グレード（地方公共団体版）」を作成し、ウェブサイト公表している。また、デジタル庁及び総務省が「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第 7 条に基づき、非機能要件について標準化のため必要な基準を「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」として策定・公表しているため、参考にされたい。

No.	業務要件	機能	内容
2		データ連携機能 (保有元から取得したデータを取りまとめる。)	<ul style="list-style-type: none"> データ保有元システムからこどもや家庭のデータ集約先へ、判定や参照のために必要となるデータを連携するための機能を指す。(データを連携する機能や本人同定等名寄せを行う機能等も含む。) 以下に連携の際に考慮が必要となる事項を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携方法 (手動連携、自動連携のどちらとするか。) ✓ 連携頻度 (日次、週次、月次、年次、不定期等) <p>※連携方法の決定にあたり、RPA³⁰等を補完的に利用することで自動連携を可能とすることやその他の要因も踏まえて要件を定める必要がある。</p>
3		データ登録機能 (データの入力・更新を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> データ保有元システムから連携を受けたデータ以外に、これまでの対応履歴等、支援の上で必要となる情報を登録・更新することを可能とする機能を指す。追加で登録が必要となる情報については、地方公共団体等で想定している業務手順に応じて個別に検討が必要である。 データ登録機能について必ずしも新規に実装が求められるものではなく、既存のシステムで取得できるデータを連携する形でのデータ取込も検討した上で、地方公共団体等の置かれている状況に合わせて新規実装機能を決定することが望ましい。
4		判定機能 (地方公共団体の政策目的や状況に応じて、優先順位付けや重みづけを行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 人の目による支援等の必要性の確認を行うことを前提に、その参考材料として、連携したデータを基に支援の必要性の優先順位付けやデータ毎の重みづけ等を行う機能を指す。 基本連携データ項目毎の基準/閾値に該当するこどもは困難な状況にある蓋然性が高いと考えられるため、全てのこどもについてアセスメントを実施していくことが望ましいが、該当者数が膨大である場合等には地方公共団体のリソースに応じて、該当する項目数や政策目的等を基に優先順位を検討することも考えられる。

³⁰ Robotic Process Automation/ロボティック・プロセス・オートメーションの略語で、人間が行う PC 作業等をソフトウェアロボットが代行処理を行うソフトウェア製品・サービスの総称。

No.	業務要件	機能	内容
5		データ検索機能 (データの検索を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> 蓄積されたこどもや家庭の情報等を検索する機能を指す。 以下にデータ検索を行う際の例を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象者の基礎情報（氏名、生年月日、性別、住所等）をキーとした本人検索 ✓ その他オプション検索（判定機能に基づく優先順位別の抽出、地域別・学校別抽出、担当者別抽出等）
6		データ参照機能 (No.5にて検索したデータを参照する。)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の職員等のユーザーが、対象となるこどものデータや、判定結果等を参照することを可能とする機能を指す。
7		データ出力機能 (No.2にて連携したデータを紙媒体やファイル形式にて出力する。)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等や、庁外で情報を利用する場合等に、データ出力機能が必要となることが想定される。 以下に出力機能例を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 紙での出力：特定の帳票や、こどもや家庭の情報を一覧で参照できる形式等で、印刷を想定した帳票を出力する機能。 ✓ ファイル出力：大学等での研究目的のために、こどもや家庭のデータ集約先へ保有するデータを特定の場所にファイル形式で一括出力する機能。EUC機能³¹の実装も想定される。

³¹ End User Computing の略で、情報システムを利用して現場で業務を行う従業員や部門（エンドユーザー、ユーザー部門）が、自ら簡単なデータ出力機能を追加することを容易にするツール等を指す。

No.	業務要件	機能	内容
8	非機能要件	アクセスコントロール管理 (ユーザーに応じて必要な範囲のアクセス・閲覧権を付与し、権限を所有しないユーザーがアクセスできない体制とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスに当たっての認証・認可機能を提供する等、アクセス制御のための措置を講じる必要がある。 ・ 以下に主要な機能例を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ アクセス制御：ユーザーの権限に応じて利用できる機能やデータの閲覧等を制限する機能。 ✓ 認証・認可機能：ユーザーの識別と認証・認可を行うことができる機能。ただし、認証・認可に当たっては、外部システムの認証・認可情報を利用する等、柔軟な実装方式が想定される。 ✓ ユーザー管理機能：こどもデータ連携の仕組みにログインするユーザーを管理する機能。必要以上に権限を付与することなく、ユーザーが異動、退職等した場合は速やかにユーザーの棚卸しをした上で、不要なユーザーアカウントの削除等ができる運用とすることが望ましい。
9		アクセス記録管理 (アクセスを行ったユーザーの操作の履歴やアクセスの履歴を記録する体制を整備する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の職員等のユーザーが行った操作関連の履歴をログとして記録・保管する機能。本機能を実装した上で、定期的なログの確認を行うことが考えられる。アクセスの記録は、ログイン時刻やアクセス時刻、ログイン中の操作内容等が特定できるようにすることが重要であり、これらのアクセスログへのアクセス制限を行い、不当な削除や改ざん、追加等を防止する対策を講ずる必要がある。 ・ 以下に主要な機能例を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ログ取得：ユーザーの操作（入力/参照/更新/出力）、アクセスデータ、アクセス日時等を記録する機能。 ✓ ログ出力：上記ログを、監査証跡として出力する機能。
10		バックアップ管理 (データの消失は毀損が生じた場合に、業務を継続できるよう、定期的にバックアップを取得する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの消失又は毀損が発生した際の業務継続の観点から、定期的にバックアップを取得する機能を有することが望ましい。

No.	業務要件	機能	内容
11		セキュリティ対策 (データの漏洩等を防ぐため、ウイルス対策ソフト等を常に最新の状態に更新する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもデータ連携の仕組みに対しての外部からの不正アクセス等を防ぎ、情報セキュリティ上の安全性を常に確保するため、ファイアウォール設定等の経路制御や、不正プログラムによる個人情報等の漏えい等の防止のためのソフトウェアの脆弱性の解消、さらに、セキュリティパッチやウイルス対策ソフトを常に最新バージョンに更新しておく等、不正プログラムの感染防止措置等について必要な措置を講ずることが必要となる。 ・ 以下に主要な機能例を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ セキュリティ監視機能：不正プログラムが実行されていないか等セキュリティ面について監視し、異常検知を行う機能。 ✓ アクセス監視機能：アクセスログ等を分析し、ユーザーによる不正な操作や試みがなされた形跡がないか等を監視し、異常検知を行う機能。 ✓ 不正ダウンロード検知機能：一定以上の量がダウンロードされた場合に警告が行える機能。

5.4 仕組み化を検討する上で留意すべき事項

こどもデータ連携の仕組みを検討する上で留意すべき事項を以下に記載する。

表 5-4 こどもデータ連携の仕組みを検討する上での留意事項

No.	留意事項	概要
1	利用するデータにおけるデータ保有元システムの整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ データを保有するシステムを整理することで、そのシステムの管理者、ネットワークや利用可能なインターフェース等が明確になりデータを取得する際の調整事項・課題が明確になる。
2	支援対象者の優先順位付けを行う際の処理内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者の優先順位付けを行う際には、既存の知見に基づく方法や、統計・機械学習等定量的な分析に基づく方法が考えられるが、地方公共団体の政策目的を踏まえて適切な処理内容を検討する必要がある。
3	活用主体と活用場面の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用主体が利用する端末からどのようなネットワークや認証基盤を介してアクセスする必要があるかについて検討し、その要件を実現する仕組みを検討する。

No.	留意事項	概要
4	情報セキュリティポリシーの遵守	<ul style="list-style-type: none">最新の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」³²や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」³³も参照した上で、各地方公共団体や各教育委員会等が策定する情報セキュリティポリシーに準拠した対応が求められる。特に異なるネットワーク間の通信や職員のアクセスについて、それぞれのネットワーク環境に対応した適切な情報セキュリティポリシーを遵守することが求められる。
5	個人情報保護法の遵守	<ul style="list-style-type: none">個人情報の適正な取扱いの確保のため、個人情報保護法に規定される安全管理措置等を踏まえる必要がある。また、クラウドサービスを利用する構成とする場合は、必要となる安全管理措置を講じる他、外的環境の把握も求められる。

³² https://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouhou_policy/

³³ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

【6章のポイント】

- こどもデータ連携の取組において必要となる名寄せ等のデータ準備を確認する。

6 データ準備等

本章では、本取組において必要となるデータを準備する際に検討すべき事項を記載する。

6.1 こどもデータ連携の取組において必要なデータ加工

こどもデータ連携の取組を実施する際には、地方公共団体の現状のシステム化状況やデータ保有状況等に応じて、データの加工が必要となる。以下にその概要を記載する。

表 6-1 状況に応じて必要となるデータ加工

加工内容	概要
紙媒体の情報のデータ化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体で保有されている情報を利用するためには、情報を構造化し、適切なデータフォーマットを定義した上で、データ化する必要がある。 ・ 標準データフォーマット（地方公共団体情報システムデータ要件標準仕様書³⁴・教育情報アプリケーションユニット標準仕様³⁵）に準拠することで、地方公共団体間連携が容易になることが想定されるため、データ化方針策定の際には参照されたい。
連携先のデータフォーマットや表記に合わせるための加工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携するシステム間でデータフォーマットや表記が異なっていた場合、うまく情報が連携できない場合がある。そのような場合、連携先のデータフォーマットや表記に合わせるための加工が必要となる。具体的には以下の方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連携元システムのデータ出力時に適切な加工を行うプログラムを実装する。 ✓ ETLツール³⁶等を用いて連携元システムが出力したデータを加工する。 ✓ 個別に手動で対応を行う。

³⁴ https://www.digital.go.jp/policies/local_governments

³⁵ <https://www.applic.or.jp/jigyo/jigyo-2/ict-platform/standard-2022/applic-0002-2022/standard-2022-1/edu-junior-v-2-1/>

³⁶ データの抽出（Extract）、変換（Transform）、書き込み（Load）を行うことができるツール。

加工内容	概要
欠損値や不整合データへの対応	<ul style="list-style-type: none"> データ保有元システム内のデータの中でデータ連携の紐づけのために利用する主キー³⁷となるデータが欠損していないかを確認の上、欠損していた場合、データ入力等の対応が必要となる。取組の規模が拡大するにつれて、手動での作業における品質の担保が困難となり、作業コストが増大すること等が想定されるため、取組の展開を見据えて適切な方法を検討する必要がある。
文字に関する加工	<ul style="list-style-type: none"> 外字の処理等、文字コード³⁸への対応のために必要な処理を行う必要がある。
名寄せ	<ul style="list-style-type: none"> 名寄せに関しては本取組において特に課題が発生しやすい事項のため、「6.2 名寄せ」にて詳細に記載を行う。
データ分析のための加工	<ul style="list-style-type: none"> データ分析等において個人の氏名等を取り扱う必要が無い場合は、安全管理措置としてマスキング³⁹加工等の処理を行うことが推奨される。マスキング加工を行う際に、保持しているデータが以下のどの類型に当たるか整理し、類型に応じてマスキングやサブセット化⁴⁰を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 加工をせずに保持すべきデータ ✓ 加工を施した上で保持すべきデータ ✓ 削除すべきデータ データ分析に当たり、欠損値や外れ値への対応やデータの標準化等が想定される。欠損値や外れ値への対応としては、欠損値や外れ値の除外、平均値を埋める等の対応が必要となる。

6.2 名寄せ

こどもデータ連携の取組においては、首長部局間、首長部局と教育委員会間等において、分散して管理している様々なデータを個人に紐づけて名寄せを行う必要がある。紐づけを行うに当たっては連携したいデータが格納されているデータベースにおいて、データがどのように附番、管理されているかを確認の上、必要に応じて共通で紐づけが可能な識別子を付与する事が必要となる。なお、教育委員会のデータは、首長部局のデータと異なる番号が附番され、管理されている場合が多いが、校務支援システムに宛名番号⁴¹を紐づけて運用することで、名寄せが容易になっている事例も存在するため、参考とされたい。

また、名寄せに当たっては、氏名、生年月日により個人を一意に特定できるようにするため、データを加工することも想定される。この際、氏名はフリガナを半角カナに変換の上、清音化⁴²し、生年月日は西暦数字

³⁷ データベースに格納される行データ（レコード）を一意に識別するためのデータ項目。

³⁸ 文字や記号をデータとして扱うために固有の識別番号を与えて区別できるようにした符号。例えば、ASCII や Unicode 等が存在する。

³⁹ データの一部を特定のルールに基づいて元データが分からない値に変換すること。

⁴⁰ システムで利用時するデータの不要な部分を除き、必要な部分だけを取り出したデータの集合を形成すること。

⁴¹ 地方公共団体内の個人を一意に特定するために付番された番号。

⁴² 濁音や半濁音を削除し、特定の文字列を同一の文字列に変換したもの。

8桁にする等の対応により、データベース間で保存されているフォーマットが異なっても紐づけが行えるようにすることが望ましい。この際、名寄せを行うデータ間で、旧姓や通称名等、特別の事情により異なる氏名で登録されている場合があることに留意が必要である。この場合には、手動で名寄せを行う必要がある。

【7章のポイント】

- 支援の流れ（人の目による支援等の必要性の確認→支援方策の検討→支援の実施→フォローアップ）を確認し、各段階における留意点を確認する。
- 関係機関等の適切な体制や、効率的な業務の流れを整理する。

7 支援への接続

本章では、地方公共団体が選定したデータを活用し、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭の抽出を行った後、支援対象となる子どもや家庭を、プッシュ型・アウトリーチ型の支援に接続するに当たって検討が必要となる論点について記載を行う。なお、抽出された子どもや家庭のデータは、支援に必要な範囲で活用主体へ提供され支援へ接続されることが想定されるが、その際は支援者だけでなく組織全体として体制を整えた上で、後述の「7.1 支援の流れ」を実施されることが望ましい。

支援全般において留意すべき事項として、本取組においては、データを活用することで、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭を抽出するが、これは、特定の困難等がある者がデータ項目に該当することが多いという確率的な情報であり、データ項目に該当するからといって、直ちに特定の困難等があると断定することはできない。データだけをもって困難等が「ある」と断定することは憲法第13条における個人の尊重や人格権への侵害、差別偏見を防ぐという観点から許容されず、人の目により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要がある。また、支援を通じて、子どもの最善の利益が最優先であるということを念頭に置き、関係者間で認識を共有することも重要である（子ども基本法第3条第4節に同趣旨の記載がなされている。）。なお、関係機関によって認識の差が大きい場合も考えられるため、差別的取扱いがないよう、子ども本人への声かけ等における伝え方への配慮等について注意喚起をすることも有効である。

7.1 支援の流れ

支援への接続に当たっては、「表 7-1 支援の流れ」に記載した流れになることが考えられる。

表 7-1 支援の流れ

No.	実施事項	実施概要
1	人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ データを活用することで抽出された、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭について、人の目によって確認し、支援や見守り等の必要性を検討する。 ・ 必要に応じて、子どもや家庭の状況をより詳しく把握するため、子どもに対する偏見や不当な取扱い等が生じないように配慮の上で、関係機関等から追加情報を収集する。 ・ これまでに把握した情報を基に、組織として支援の必要性や緊急性を検討する。
2	支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の目による支援等の必要性の確認までに把握した情報を基に、必要に応じて複数の機関と協働し、適切な支援や見守り等の方策を検討する。 ・ 支援目的や子ども・家庭の状況等を考慮しながら、支援体制内の情報共有範囲を検討する。

No.	実施事項	実施概要
3	支援の実施	・ 検討した支援方策に基づき、支援や見守りを実施する。
4	フォローアップ	・ 支援の進捗状況や効果等を記録し、必要に応じて支援方策の再検討を実施する。 ・ 支援を受けた子ども・家庭が意見を述べる機会を確保する。

以下に支援の流れの各段階における留意点の詳細を記載する。

1. 人の目による支援等の必要性の確認

「7 支援への接続」に記載のとおり、子どもデータ連携の取組においては、データを活用して、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭を抽出するが、データだけで困難等が「ある」と断定することは、個人の尊重や差別防止の観点から許容されず、人の目により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要がある。

人の目による支援等の必要性の確認を実施する際には、必要に応じて、子どもや家庭の状況を正確に把握するため、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭を把握するために活用したデータに限らず、関係機関等から必要な詳細情報を収集することが考えられる。その上で、子どもや家庭がどのような状況にあるか、どのような支援が足りていないか等を組織として共有、多様な観点からアセスメントし、支援の必要性や緊急性を検討することが必要である（後述のコラム欄事例 1,2）。具体的には、データだけをもって判断しないためにも、日々の子どもの様子を把握している保育所、幼稚園や学校等の関係機関からの聞き取り等による情報収集を行う例は実証事業でも多く見られ、一つの有効な手段であると考えられるが、その際には、子どもに対する偏見や不当な取扱い等が生じないよう、データ項目における抽出結果だけではなく、事業目的を丁寧に支援機関に共有した上で、支援要否を決定する等、十分に配慮する必要がある。支援の必要性がないと判断された場合も、継続的な見守りの要否について検討されたい。

なお、データの活用により、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭が多数抽出された場合等、何らかの優先順位を付ける必要が生じることも考えられる。そのような場合において、支援者だけではなく、組織全体として多面的な検討が必要である（後述のコラム欄事例 3,4）。

2. 支援方策の検討

支援方策の検討に当たっては、支援対象となる子どもや家庭の状況や、その他のアセスメント内容等に関係機関等の間で共有し、会議体等の場において検討を行うことが考えられる。この際、情報共有のみに留まるのではなく、誰が、いつ、何を行うか、どのようにフォローアップしていくのかを決定し、具体的なアクションにつなげられるように検討を行うことが重要である。また、例えば虐待につながるおそれがあるようなケースにおいては、保護者・養育者等の利益を重視しすぎることで、子どもにとっての不利益につながってしまう場合も考えられる。このような場合においては特に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、支援方策を検討することが求められる。本取組にて取り扱うデータの内容によっては、専門的な知識や経験を有していないことに起因し、子どもへの差別につながるという懸念があることから、一面的な検討だけでなく、関係機関等が多面的に支援目的や支援可能な範囲を議論し、持続的な支援を提供できるよう検討を行うことも重要である（後述のコラム欄事例 5,6）。なお、関係機関等の協力体制を検討するに当たっては、「7.2 支援の体制例」を参考にされたい。

また、地方公共団体毎の支援体制の中で、誰に、どこまでの情報を共有すべきか、ということについて、支援目的や子ども・家庭の状況等を考慮しながら精査することが重要である（後述のコラム欄事例 7,8,9）。本取組に対する子ども・若者の意見としても、家が困難を抱えていることをあえて声をあげないことで、学校での自分を守りたいという趣旨の意見や、スクールカウンセラーへの相談内容が勝手に担任教員へ伝わっていたことにより不信感を持ったという意見があった。子どもに対する直接的な支援方策の検討を行う場合は、支援方策を検討するに当たって必要な情報や緊急性の高いと判断した情報

等については、法令等に基づき関係者間の情報共有に関するルールを定める等、支援者との関係や相互の信頼関係を考慮しながら検討されたい。

こどもデータ連携の取組においては、必ずしも自ら SOS を発し支援を求めているわけではないこどもや家庭への支援方策についても検討することが想定されるが、こどもや家庭の状況によっては、利用に当たって申請が必要となるような支援制度や行政サービスが利用できないことも考えられる。そうした場合、NPO 等民間団体等を含む様々な地域資源と協働することで、具体的な支援や見守り等につなげられる可能性が広がると考えられるため、そうした地域資源についての知見があるソーシャルワーカー等が会議に参加することや、日頃から活用可能な地域資源を整理し、可視化しておく等の対応を実施することが有効である。

なお、人の目による支援等の必要性の確認と支援方策の検討については、同一の会議体等において一体的に実施することも考えられる。

3. 支援の実施

こどもデータ連携の取組においては、必ずしも自ら SOS を発することができない等の理由により、これまで支援につながる事がなかったこどもや家庭に対してアプローチを行うことも想定される。アプローチに当たっては、まずは対象者との関係構築が必要となる場合も多く、こどもや家庭と行政や学校等との間に既に存在する接点、面会の機会等を活用する等、相談しやすい関係づくりを行うことが重要である。

(後述のコラム欄事例 10～13)

4. フォローアップ

フォローアップを行う際には、支援の進捗状況や効果等を記録し、必要に応じて支援策の再検討を実施する必要がある。決定した支援方策が着実に実施できているか、できていない場合その原因は何か、現場の支援者は現状の支援方策が有効だと感じているか等、支援の内容を評価し、必要に応じて改善していくことで、継続的かつ効果的な支援が可能となる。

支援の評価に当たっては、支援を行った部局が自ら評価を行うだけでなく、第三者による客観的な評価を行うことも考えられる。加えて、支援を受けたこどもや家庭が、支援内容やその内容へのフィードバックについて意見を述べる機会を確保し、その意見を取組に反映していくことが重要である。取組を行う地方公共団体においても、こどもの最善の利益を考慮し、フィードバックの内容や、こども・若者から収集した意見等を基に、取組の改善を図られたい。

事業の継続という観点では、一人の担当者に任せるのではなく、組織全体として日々の事業を行うことが重要である。例えば、学級担任が変更になる等、こどもの見守り等を行っていた担当者に変更があった場合でも、日頃から組織的に事業を行うことで円滑な取組の引継ぎや継続ができるよう考慮されたい。

【コラム：実証事業における支援への接続の事例】

○支援の必要性や緊急性を検討する際に行う情報収集についての法的整理例

- ・ 事例 1：判定ロジックによるリスク判定を、児童福祉法の「通告」（児童福祉法第 21 条の 10 の 5）と同様に捉え、要対協に登録するか判断するための情報収集を行いました。
- ・ 事例 2：支援の検討時に、児童福祉法や母子保健法に記載のある地方公共団体の責務や行うべき業務を確認の上、法的整理を行い、情報収集を行いました。

○支援に対する何らかの優先順位の決定事例

- ・ 事例 3：学校でのこどもへの支援においては、担任教師による判断のみならず、複数の人の目による支援の必要性の確認を行い、学校全体で優先順位を検討しました。
- ・ 事例 4：優先的に人の目による支援等の必要性の確認を行い、早期の対応を図った対象として、保育所や幼稚園に所属していない未就園児等、地方公共団体との接点がない（又は少ない）こどもや、現況が確認できていないこども、学校の欠席が多いこども、転入者、3 歳以上かつ小学校入学前のこども（制度の狭間で見守りの目が届きにくいと想定）等を取り上げました。

○支援体制における関係機関との協力事例

- ・ 事例 5：学校での対応が難しい場合は、こども支援に関わる部局と連携し、スクールソーシャルワーカーや保健師による支援方策の検討・支援の実施を行いました。
- ・ 事例 6：こどもや家庭の抱える困難に応じて、支援センター等の具体的な支援機関をあらかじめ把握、想定しておき、個々の状況を加味して検討の上、関係機関に接続を行いました。

○支援体制における情報共有の範囲の事例

- ・ 事例 7：支援の必要性が高いと思われるこどもに対して新生児訪問等の支援を行うに当たって、過重負担を懸念し、訪問を行う助産師には判定結果のみを共有しました。ただし、担当保健師には判定の根拠となるデータ項目も共有することで、経過の確認等を行いました（対象：産後うつや児童虐待）。
- ・ 事例 8：支援の必要性が高いと思われるこどもに対して支援を行うに当たって、差別防止の観点から、地方公共団体内の部局で支援方策を検討し、児童リストと支援策案を学校に共有しました（対象：不登校や貧困）。
- ・ 事例 9：学校におけるこどもの支援においては、校長をはじめとする管理職等が担任教員へどこまでの情報を共有するか検討し必要に応じた範囲の情報のみを共有することで、過剰に機微な情報を知ってしまうことによる担当教員の心理的負担の軽減を図りました。

○支援実施時の対象者とのアプローチ事例

- ・ 事例 10：乳幼児健診における問診や乳幼児全戸訪問の機会、あるいはそうした健診や訪問等が近づいていることを電話等で案内する機会を活用してアプローチを試みました。
- ・ 事例 11：学校において教師からこどもへの声掛け（直接の声掛けや、1 人 1 台端末内のアプリを通じたコメント等）を行いました。
- ・ 事例 12：児童扶養手当現況届の提出に際する面談の機会にアプローチしました。
- ・ 事例 13：従来の支援業務に加えて、本取組により把握したこどもや家庭の支援も併せて行う場合、本取組による判定ロジックの結果を受けて支援対象となったことを支援者に伏せておくことで、必要な限度を超えた情報提供や、データ利用・結果による不要な偏見を防止するための工夫としました。

※支援への接続に関する調査として、「データ項目の支援現場への共有」、「データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法」、「NPO 等民間団体からの情報の取得」等の観点について、いくつかの団体にヒアリングを行っています。詳細内容については、「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究成果報告書」を参考としてください。

7.2 支援の体制例

抽出された子どもや家庭を、それぞれの状況等に合わせ適切な支援へ接続するに当たっては、地方公共団体毎に、関係機関等の適切な協働体制や、効率的な業務フローを整理する必要がある。

以下に、実証事業における事例等を基にした、体制・フロー（主に、人の目による支援等の必要性の確認や支援方策の検討に係る部分）の例及び、それぞれの特徴・留意点を示す。これらについてはあくまでも例示であるため、人口規模やどのような機関が総括管理主体を担うか等、地方公共団体毎の様々な個別事情によって当てはまらない部分が生じ得る点について留意し、参考とされたい。

(ア) 日常業務活用型

支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭について、人の目による支援等の必要性の確認を行った後、総括管理主体や活用主体等において日常的に実施しているケース検討会議等の場で支援方策の検討を行う例が、日常業務接続型である。普段通りの体制や業務フローをさほど変更せず、特別な調整をすることなく支援への接続を図ることができる点に特徴があるといえる。例えば、子ども家庭センターを中心とした体制の場合は、まずは家庭への支援の必要性を子ども家庭センターで検討し、いじめや不登校等のケースについては、学校等の身近な所属先と連携・協働した対応を行うことが考えられる。

(イ) 要保護児童対策地域協議会活用型

支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭について、人の目による支援等の必要性の確認を行った後、支援や見守り等が必要であると判断した子どもについて要保護児童対策地域協議会を活用して支援方策の検討・支援の実施を行う例が、要保護児童対策地域協議会活用型である。実証事業においては、比較的人口規模の小さい地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会を活用しながら取り組む例がみられた。

複数の関係機関等が、児童福祉法により課せられた守秘義務の下で情報共有を行うことができる点に特徴があるといえる。要保護児童対策調整機関が総括管理主体を担っている場合には、こうした体制を取ることがより検討しやすいものと考えられる。

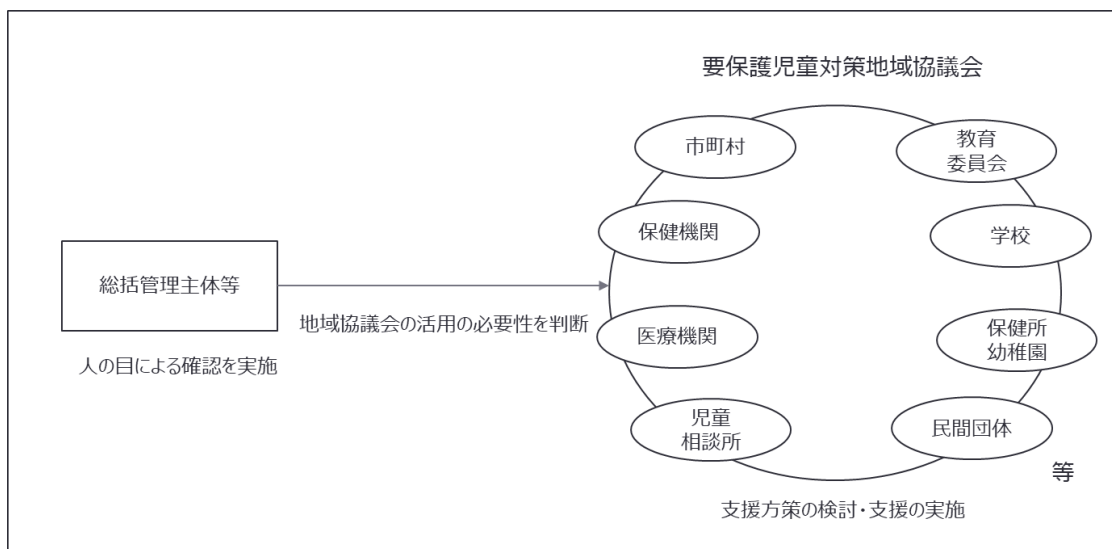


図 7-1 要保護児童対策地域協議会活用型のイメージ

(ウ)「チーム学校」⁴³活用型

支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭について、「チーム学校」における生徒指導部会、教育相談部会、スクリーニング会議やケース会議等⁴⁴につなげる例が、「チーム学校」活用型である。「7.1 支援の流れ」に記載のように、こどもデータ連携の取組においては、こどもや家庭との間に既に存在する接点等を活用して関係構築を行うことが望まれるため、学齢期のこどもへの支援に当たっては、学校との協働の重要性は非常に高いといえる。学校においては、校長・教頭等の管理職を中心に外部との窓口となり、現状構築されている体制を基に、「チーム学校」活用型のような生徒指導体制・フローを検討することによって、学校を通じた具体的なプッシュ型・アウトリーチ型の支援をより実施しやすくなると考えられる。

学校において日頃からこどもの気になる様子の把握やケース会議等が機能しており、その機能をさらに高めようとする機運が高い場合においては、学校と協働する体制がより構築しやすいものと考えられる。なお、学校側の過度な負担増加を防ぐことや、事前に学校側に丁寧な説明を行い、取組への理解を促進することも重要となる。

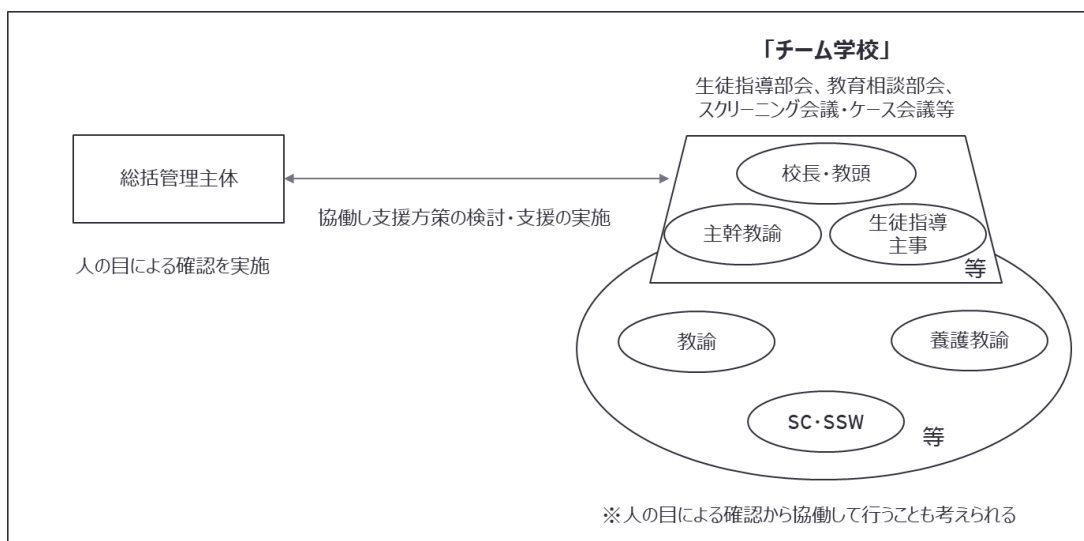


図 7-2 「チーム学校」接続型のイメージ

(エ) その他

試行的にこどもデータ連携の取組を開始する際等、どのような体制・フローを取るのが適切か判断しかなる段階においては、新たに会議体を設置し、必要に応じて関係機関等を集めて、人の目による支援等の必要性の確認や支援方策の検討を行うことが考えられる。その際には新たな会議体と既存のこども支援に関わる会議体の役割や位置づけの違いを明確化し、会議体の乱立による業務の複雑化が起らないように検討する必要がある。

なお、こどもデータ連携の取組によって、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭を新たに把握することができた場合、こどもや家庭の状況確認、支援や見守りの実施等に係る業務量が増加し、従来の体制

⁴³ 生徒指導提要に記載のある、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校のことである。（文部科学省「生徒指導提要」https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf）

⁴⁴ スクリーニング会議は、チーム学校の関係者が集まり、困難を抱えている可能性が高い児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議。特に集中的な関わりの必要性があると判断された児童生徒はケース会議に付託されることとなる。詳細は上記リンクを参照されたい。

や業務フローのままでは対応しきれなくなってしまうことも考えられる。こどもデータ連携の取組を進めることと並行して、必要に応じて、例えば人員の拡充や NPO 等民間団体との協働、職員のスキルアップのための研修等といった体制整備や、既存の業務フローの見直し等を図ることが求められる。

7.3 NPO 等民間団体との協働

こどもデータ連携の取組においては、自ら SOS を発し支援を求めているわけではないこどもや家庭や、まだ困難が顕在化していないものの予防的な関わりが求められるこどもや家庭への支援方策について検討し、具体的なアプローチにつなげていくことが想定される。このような場合において、こどもや家庭の状況によっては、利用に当たって申請が必要となるような行政サービスが利用できないことも考えられる。

それらを踏まえると、行政サービスとは異なる支援メニューやノウハウ等を有し、個々のこどもや家庭の状況に合わせた柔軟な対応を取りやすい NPO 等民間団体を含む、様々な地域資源と協働することで、具体的な支援や見守り等につなげられる可能性が広がると考えられる。

一方、地方公共団体外部の機関である NPO 等民間団体と協働してこどもの機微な情報を踏まえた見守り・支援を実施していく際には、「4 個人情報の取扱い」に記載の個人情報等の適正な取扱いやプライバシーの観点を踏まえ、適切に協働する必要がある。NPO 等民間団体に個人情報等の適正な取扱い等を求めるに当たっては、団体の自主性に任せるだけでなく、例えば地方公共団体の側から働きかけ、情報管理や IT リテラシーに関する研修を実施すること等も考えられる。そうした取組を通して、こどもたちの安全・安心な受け皿を増やしていくことが重要である。

【8章のポイント】

- 事業効果の評価・分析する際の PDCA サイクルの流れや留意点について理解する。

8 事業効果の評価・分析

こどもデータ連携の取組においては、その結果を評価し、事業の効果を踏まえた上で、継続的に支援の質の向上を図っていく必要がある。継続的な改善活動を効果的かつ効率的に行っていくためには、政策目的が達成できているかを把握するために、政策目的の達成状況を把握するための成果指標を設定し、政策目的をどの程度達成できたのかを評価・分析していくことが求められる。本章では事業効果の評価・分析で重要となる留意点とこどもデータ連携の取組における成果指標の例について記載する。

8.1 事業効果の評価・分析における留意点

事業効果の評価・分析する目的は、一義的には事業の実施により、目的とした課題の解決が果たされ、成果が発現しているか、その有無を確認することであるが、その要因分析・評価を通じて、事業の改善に資するような取組につなげることが重要である。これらは継続的に実施することが重要であり、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善策の検討）のサイクルに基づいて、事業効果の評価・分析（C）した上で、定期的に改善策の検討（A）を行っていくことが重要である。以下に事業効果の評価・分析するにあたり、留意すべき事項を示す。

表 8-1 事業効果の評価・分析における留意点

ステップ	留意点
成果指標の設定(Plan)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定した政策目的に照らし、個人情報の収集期間や収集の可能性を踏まえ、利用できる情報やデータを選定し、実施可能な測定方法（評価方法）を検討した上で、成果の有無を測定するための指標を設定する必要がある。 ・ 短期間で実現困難な最終成果も視野に入れ、こどもデータ連携の取組の効果を評価することができるように設定することが重要である。 ・ 検討された成果指標について、事業効果の評価・分析を行うための具体的な方法を検討する際には、測定にかかるコスト面も含めた実現可能性に加えて、転居等に伴い居住実態が把握しづらくなることによって正確な測定が難しいと考えられるケースがあることについても留意が必要である。
データの収集(Do)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ決められた方法・タイミングで事業効果の評価・分析に必要なデータを収集する必要があるため、データを収集する体制についても事前に構築しておくことが重要である。 ・ 事業効果の評価・分析するためにアンケート等を実施する場合には、設問項目や実施対象、実施方法等に加えて、比較するデータや比較の方法についても検討しておく必要がある。

ステップ	留意点
事業効果の評価(Check)	<ul style="list-style-type: none"> 政策を実施した場合と政策を実施していない場合を比較し、取組の効果を評価することが望ましい。 こどもや家庭における状況の差異が影響しないよう検証環境を調整する必要があり、統計的手法を活用することが有効であるが、統計的手法を活用することが困難な場合には、仮想的な比較グループを設け、政策の定量的な効果を推定する等、それぞれの評価・分析方法の強みと弱みを認識した上で、最適な方法を活用することが重要である。
事業の見直しや改善策の検討(Action)	<ul style="list-style-type: none"> 達成できている範囲と達成できない範囲について事業の見直しや改善策が必要となるかを関係者間で検討する必要がある。 取組の初期段階において、支援に接続した実績が蓄積されていない場合等、評価・分析が困難な場合には、短期的な評価指標に基づき評価を実施し、継続的な改善活動を行う必要がある。

8.2 成果指標の設定例

成果指標を設定する際には単年度で実現困難な最終成果も視野に入れ、こどもデータ連携の取組の効果を適切に評価することができるように設定する必要があるが、取組の初期段階においては最終成果を達成することは困難であることから、短期的な目標に対して指標を設定する必要がある。なお、設定した成果指標に基づき、評価を行い、改善活動を行う必要がある。以下に成果指標を検討する際の観点として成果指標の設定例を示す。

表 8-2 成果指標の設定例

主体	指標の分類	成果指標	成果指標の評価方法
こども・家庭	定量的な指標	支援対象者の状況が改善したか	学校等が保有する遅刻・欠席数等の情報からこどもデータ連携の取組後の対象者の状況について測定する。
	定性的な指標	支援対象者の状況が改善したか	支援対象者や支援現場へのアンケートやヒアリング結果から、こどもデータ連携の取組後の状況について評価する。
地方公共団体	定量的な指標	支援を行うことができた回数が増加したか	支援対象者への訪問回数や相談の回数等を基にこどもデータ連携の取組後の支援実施回数を測定する。

主体	指標の分類	成果指標	成果指標の評価方法
		優先順位付けの方法が適切であったか	データを基にした支援の必要性の優先順位付けと、人の目による支援等の必要性の確認等を経て確かめられた支援の必要性を比較し、データを基にした優先順位付けの正解率や妥当性を測定する。
		支援が必要な子どもや家庭を新たに把握できたか	子どもデータ連携の取組により新たに把握された、支援や見守り等が必要な子どもや家庭の数を測定する。
		支援が必要な子どもや家庭に対して支援を行うことができたか	支援が必要な子どもや家庭に対して実際に支援や見守り等を行った割合や、そのアプローチ回数等を基に、支援の実施状況を測定する。
		職員の業務負荷が軽減したか	子どもデータ連携の取組前後の業務における時間・工数の変化を測定する。
	定性的な指標	職員のデータリテラシーが向上したか	職員へのアンケート結果等を基に子どもデータ連携の取組後のデータリテラシーの変化を評価する。
		支援を行う担当者の意識や行動が変化したか	支援担当者へのアンケート結果等を基に子どもデータ連携の取組後の支援担当者の意識や行動の変化を測定する。
		他の子ども政策への相乗効果があったか	子ども政策全体を見た際に、情報利用の円滑化、部局間のコミュニケーションの活性化、既存業務の在り方の見直し等、子ども政策全体の底上げにつながったか等を評価する。

【コラム：こどもデータ連携の取組を行った実証事業団体からの声】

こども家庭庁では、本ガイドラインを作成するにあたり、令和 5 年度、令和 6 年度においてこどもデータ連携の実証事業に取り組んできました。ここでは、実証事業にご参画いただいた団体からの声をいくつか紹介します。

- これまで把握しきれていなかった少額の給食費の滞納など、データによる判定ロジックに基づいた調査を行うことで、潜在的に支援が必要な家庭を新たに把握することができました。また、様々なデータ項目を確認することで、多角的な気づきがありました。例えば、児童扶養手当の更新時期等で、親が役所に来訪し現状の聞き取りを行う際に、聞き取り担当者が事前に情報を確認しておくことで、これまでに気づけなかった点に気づきました。加えて、こどものデータを分野横断的に確認することで、通告が入った際に児童の現状把握を容易に行えました。
- データによる判定ロジックの結果を踏まえて、福祉部局と教育委員会・学校がこどもに関する現況を話し合うことで、例えば、いじめの背景として発達障がい等がないか確認する等、目の前の事象に対する対処だけでなく、目に見えないこどもの困難を踏まえた支援策を検討・提案することができました。
- 福祉部局のデータを連携することで、学校では見えない情報が得られるため、福祉部局との支援会議の意義を実感しています。要対協では支援終結していたこどもが、リスク判定により改めて懸念があるとされ、情報共有を継続した事例があり、学校より「学校からは情報が見えなかったので、ありがたい」という声もありました。
- データ連携の取組のために、担当者が定期的に会議を行うことで、支援にあたる専門職同士の接点が増え、日常的にも連携が取りやすくなりました。また、支援会議を行う中で、学校からも「気になる家庭がある」と情報共有を求められる場面も生まれており、関係機関がより積極的に協議をする土壌が作成され、ネットワークが強化されていると感じます。加えて、既にリスクを把握していたこどもについても、データによる判定結果が「確かに、このこどもにはリスクがあるのだ」という、支援へ踏み切る後押しとなりました。

資料編

- 基本連携データ項目の詳細

地方公共団体が基本連携データ項目を利用するに当たって、必要となる情報を一覧化した基本連携データ項目_詳細版を次ページ以降に示す。

No	困難を拘え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目		備考
		取得元のシステム・台帳等	データ項目名	
1	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	要対協のケース進行管理台帳	（子ども氏名）	ケース進行管理台帳に当該子どもの情報が存在する
2	一時保護された履歴がある	一時保護児童票	（子ども氏名）	当該子どもに関する一時保護児童票が存在する
3	3～4か月児健診を受けた履歴がない 1歳6か月児健診を受けた履歴がない 3歳児健診を受けた履歴がない	健康管理システム	3～4か月児健診結果_健診受診日 1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日 3歳児健診結果_3歳児健診受診日	全く届が入っていない、または健診結果データそのものが存在しない
4	3～4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「感情的に叩いた」に該当	健康管理システム	3～4か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	該当することを示すコードが入っている
5	3～4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	健康管理システム	1歳6か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出 3歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	該当することを示すコードが入っている
6	3～4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	健康管理システム	3～4か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった 1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった 3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	該当することを示すコードが入っている
7	3～4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	健康管理システム	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ 1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	該当することを示すコードが入っている
8	3～4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	健康管理システム	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった 1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	該当することを示すコードが入っている
9	1歳6か月児/3歳児健診において、低体重であった 小学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	健康管理システム 教育データ標準	1歳6か月児健診結果_バーセントイル値（体重） 3歳児健診結果_バーセントイル値（体重） 児童生徒等の健康診断情報_体重	3バーセントイル未満であることを示すコードが入っている 3バーセントイル未満である
10	子どもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	障害福祉システム	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	発達障害にあたるコード（ICDコード）が入っている

資料 1 基本連携データ項目_詳細版（No.1～10）

No	因難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目		基準/閾値	備考
		取得元のシステム・台帳等	データ項目名		
こども	11 障害児支援受給者証の発行歴がある	障害者福祉システム	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	受給者証番号が入っている	
	12 小・中学校の欠席日数が多い	教育データ標準	出欠の記録_欠席日数	1年間に30日以上欠席している	年度途中時点の欠席日数データを用いる場合は、「1年間に換算して30日以上欠席している」とすることを想定。
	13 小・中学校の遅刻が多い		遅刻日数	出席日数に占める割合が8割以上である	
保護者・家庭	14 こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている		学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	困難を抱えている蓋然性が高いとの判定がされている	
	15 母子手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	健康管理システム	届出時妊娠週数	12以上である	
	16 当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	健康管理システム	妊婦健診結果_受診日	全く値が入っていない、または健診結果データそのものが存在しない	最近胚入してきた等の理由により、受診した履歴がない（胚入前に受診している）だけのケースもあることに留意する。
	17 当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	健康管理システム	産婦健診結果_ EPDS評価点数	9点以上である	
	18 当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	生活保護システム	決定個人情報_開始年月日	開始年月日が入っている（かつ廃止年月日が入っていない）	
	19 当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	児童扶養手当システム	支給情報_支給区分	全部支給または一部支給停止を示すコードが入っている	

資料 1 基本連携データ項目_詳細版 (No.11~19)

No	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	選定理由
1	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	<p>要保護児童対策地域協議会は、「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）」及びその保護者、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」）及びその保護者、「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」を支援対象者とするとされている。</p> <p>▶厚生労働省「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」</p> <p>幼少期に身体的虐待や暴力、又は性的虐待を受けた経験は、自殺のリスクを顕著に上昇させるとされている。</p> <p>▶Family history of suicide and exposure to interpersonal violence in childhood predict suicide in male suicide attempters. (Rajalin et al., 2013)</p> <p>▶Childhood physical and sexual abuse and lifetime number of suicide attempts: a persistent and theoretically important relationship. (Joiner et al., 2007)</p> <p>▶Interpersonal Violence Scale predicts suicide in suicide attempters. (Jokinen et al., 2010)</p>
2	一時保護された履歴がある	<p>緊急保護を行う必要がある場合として示されている内容に、次の事項が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親見、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合 ・虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合 ・子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合 <p>▶厚生労働省「一時保護ガイドライン」</p> <p>アセスメント項目：相談歴の状況例やリスク因子の主な指標例として「虐待による一時保護歴がある」「虐待以外の施設入所歴・一時保護歴がある」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>幼少期に身体的虐待や暴力、又は性的虐待を受けた経験は、自殺のリスクを顕著に上昇させるとされている。</p> <p>▶Family history of suicide and exposure to interpersonal violence in childhood predict suicide in male suicide attempters. (Rajalin et al., 2013)</p> <p>▶Childhood physical and sexual abuse and lifetime number of suicide attempts: a persistent and theoretically important relationship. (Joiner et al., 2007)</p> <p>▶Interpersonal Violence Scale predicts suicide in suicide attempters. (Jokinen et al., 2010)</p>
3	3～4か月児健診を受けた履歴がない	<p>アセスメント項目：ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「必要の医療を受けさせない」「乳幼児健診を合理的な理由なく受けさせない」が、アセスメント項目：発達及び健康状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「乳幼児健診が未受診」「定期健診断未受診」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>虐待に至るおそれのある要因の例として「乳幼児健康診査未受診」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p> <p>保護者に虐待につながるリスク要因があることの確認項目の例として「乳幼児健康診査未受診」が挙げられている。</p> <p>▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p>
4	3～4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「感情的に叫びた」に該当	<p>アセスメント項目として、身体的虐待（身体的虐待）の状況例やリスク因子の主な指標例として「受働状況不明の虐待」「新旧混在した虐待」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる親の割合）に基づき必須問診項目である。</p> <p>▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」</p>
5	3～4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	<p>アセスメント項目：ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「乳幼児の遺棄・置き去り・放置」「時折、大人の監督なく家に放置されている為、安全管理が不十分」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる親の割合）に基づく必須問診項目である。</p> <p>▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」</p>

資料 2 基本連携データ項目_選定の理由 (No.1～5)

No	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	選定理由
6	3～4か月児/1歳6か月児/3歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	<p>アセスメント項目：ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「脱水症・栄養失調のため衰弱している」「食事量が不足していることが多く、栄養バランスが適切ではない」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる割合）に基づく必須問診項目である。</p> <p>▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」</p> <p>アセスメント項目：身体的な状況（身体的虐待）の状況例やリスク因子の主な指標例として「首しめ・布団蒸し・鼻と口を塞ぐなど窒息につながる行為」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる割合）に基づく必須問診項目である。</p> <p>▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」</p>
7	3～4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	<p>アセスメント項目：身体的な状況（身体的虐待）の状況例やリスク因子の主な指標例として「乳幼児揺さぶられ症候群等の虐待による乳幼児頭部外傷（疑い）」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p>
8	3～4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	<p>アセスメント項目：身体的な状況（身体的虐待）の状況例やリスク因子の主な指標例として「乳幼児揺さぶられ症候群等の虐待による乳幼児頭部外傷（疑い）」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>次に何か起これば重大な結果が生ずる可能性が高いことの確認項目の例として「シェーキング」が挙げられている。</p> <p>▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p> <p>「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる割合）に基づく必須問診項目である。</p> <p>▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」</p>
9	1歳6か月児/3歳児健診において、低体重であった 学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	<p>アセスメント項目：ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「慢性的な栄養不良や体重増加不良」が、アセスメント項目：発達及び健康状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「低身長・低体重（医師による診断のみならず、疑いも含む）」「未診断の低身長・低体重」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>虐待の影響と思われる症状が子どもに表れていることや、虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等の確認項目の例として「発育・発達の遅れ」が挙げられている。</p> <p>▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p> <p>ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「報酬に連なっている、働けてきた」が挙げられている。</p> <p>▶「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三愛UPリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）</p>
10	子どもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	<p>アセスメント項目：発達及び健康状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「心身の障害がある（手帳の有無に関わらず疑いも含む）」「障害診断がある」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>虐待に至るおそれのある要因の例として「障害児」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p>
11	障害児支援受給者証の発行歴がある	<p>思春期にASD（自閉症スペクトラム障害）またはID（知的障害）、またはそれらが重複していると、自殺リスクが高まるとされている。</p> <p>▶The importance of Intervening Adults on the Autism Spectrum About Their Depression and Suicidal Ideation Experiences. (Bennet et al., 2016)</p> <p>▶Suicide ideation and attempts in children with Autism. (Mayes et al., 2013)</p>

資料 2 基本連携データ項目_選定の理由 (No.6～11)

No	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	選定理由
12	小・中学校の欠席日数が多い	<p>「児童生徒理解・支援シート」の確認項目として「欠席日数」が挙げられている。</p> <p>▶ 文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」</p> <p>いじめのサインを発見するための確認項目として「朝になると体の具合が悪いと言ひ、学校を休みたがる」が挙げられている。</p> <p>▶ 文部科学省「いじめのサイン発見シート」</p> <p>ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「欠席が多い、不登校」が挙げられている。</p> <p>▶ 「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）</p> <p>アセスメント項目：ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「登校・登園させない」が挙げられている。</p> <p>▶ 厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶ 児童生徒理解・支援シート（参考様式）」</p> <p>▶ 文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」</p> <p>いじめのサインを発見するための確認項目として「遅刻や早退がふえた」が挙げられている。</p> <p>▶ 文部科学省「いじめのサイン発見シート」</p>
13	小・中学校の遅刻が多い	<p>ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「遅刻や早退が多い」が挙げられている。</p> <p>▶ 「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）</p> <p>因子分析の結果、遅刻は虐待に強く関連する因子とされている。</p> <p>▶ 学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして（山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020）</p> <p>▶ Prevalence and Correlates of Suicide and Nonsuicidal Self-injury in Children: A Systematic Review and Meta-analysis. (Liu et al., 2022)</p>
14	子ども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	<p>アセスメント項目：精神状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「リストカットなど自傷行為がある」が挙げられている。</p> <p>▶ 厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶ 妊産期・周産期の母体側の問題について、心中以外の虐待死事例では、第3次報告から第19次報告までの総数でみると、「妊産期の未提出（母子健康手帳の未交付）」が、20.5%と報告されている。</p> <p>▶ 子ども家庭庁「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」（2023）</p>
15	母子手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	<p>虐待に至るおそれのある要因として、「妊娠の届出が遅い」「母子健康手帳未交付」「妊婦健康診査未受診」「乳幼児健康診査未受診」が挙げられている。</p> <p>▶ 子ども家庭庁「子ども虐待対応の手引き（令和6年4月改正版）」（2024）</p> <p>虐待に至るおそれのある要因の例として「妊婦健康診査未受診」が挙げられている。</p> <p>▶ 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p>
16	当該子どもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	<p>保護者に虐待につながるリスク要因があることの確認項目の例として「母子健康手帳未発行」が挙げられている。</p> <p>▶ 一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p>

資料2 基本連携データ項目_選定の理由 (No.12~16)

No	困難を拘え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	選定理由
17	当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	<p>虐待に至るおそれのある保護者側の要因の例として「マタニティブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p> <p>保護者に虐待につながるリスク要因があることの確認項目の例として「鬱病、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ」が挙げられている。</p> <p>▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p> <p>日本語版エジンバラ産後うつ病問診票は信頼性と妥当性の観点から有用なスクリーニングツールとして、うつ病の見立てに活用されている。</p> <p>▶厚生労働省「乳幼児健康診査身体診察マニュアル」</p> <p>▶日本版エジンバラ産後うつ病自己評価表(EPDS)の信頼性と妥当性（岡野ら, 1996）</p> <p>アセスメント項目：経済状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「生活困窮（その日の生活に困る）」「収入不安定、多額の借金」「生活保護受給」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p>
18	当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	<p>虐待に至るおそれのある養育環境の要因の例として「経済的に不安定な家庭」「未婚を含むひとり親家庭」が挙げられている。</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p>
19	当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	<p>サポートが必要な家族の有無とその状況に関する確認項目として「経済的に苦しい」が挙げられている。</p> <p>▶「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）</p>

資料 2 基本連携データ項目_選定の理由 (No.17~19)

● こどもデータの国際的な動向に関する資料

- ・ 「General Data Protection Regulation」 Official Journal of the European Union⁴⁵
- ・ 「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）の概要」個人情報保護委員会⁴⁶
- ・ 「デジタル環境における児童の保護についての OECD 勧告」経済協力開発機構⁴⁷
- ・ 「教育環境におけるこどものデータ保護ガイドライン」欧州評議会⁴⁸
- ・ 「オンラインにおけるこども保護の増進のための推奨事項」フランス共和国データ保護機関⁴⁹
- ・ 「こどものデジタル著作権に関する決議」世界プライバシー会議⁵⁰
- ・ 「こども志向のデータ処理アプローチの基本」アイルランドデータ保護委員会⁵¹
- ・ 「AI 規則提案（Artificial Intelligence Act）における児童の感情推測の禁止」欧州評議会⁵²
- ・ 「Children's Code」UK ICO⁵³

⁴⁵ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj>

⁴⁶ <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>

⁴⁷ <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0389>

⁴⁸ <https://edoc.coe.int/en/children-and-the-internet/9620-childrens-data-protection-in-an-education-setting-guidelines.html>

⁴⁹ <https://www.cnil.fr/en/cnil-publishes-8-recommendations-enhance-protection-children-online>

⁵⁰ <https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2021/10/20211025-GPA-Resolution-Childrens-Digital-Rights-Final-Adopted.pdf>

⁵¹ https://www.dataprotection.ie/sites/default/files/uploads/2021-12/Fundamentals_for_a_Child-Oriented_Approach_to_Data_Processing_FINAL_EN.pdf

⁵² <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231206IPR15699/artificial-intelligence-act-deal-on-comprehensive-rules-for-trustworthy-ai>

⁵³ <https://ico.org.uk/for-organisations/uk-gdpr-guidance-and-resources/childrens-information/childrens-code-guidance-and-resources/introduction-to-the-childrens-code/>